

平成 17 年度 マスターセンター補助事業

北海道における農業経営に関する 調査・研究

平成 18 年 1 月

社団法人 中小企業診断協会 北海道支部

はじめに

北海道では、恵まれた土地資源を活かし、大規模で専門的な農業を主体とする農業が展開されています。また、土地面積が大きく、気象や立地条件などが地域によって異なることから、それぞれの地域で特色のある農業を発展させてきました。そして寒冷で積雪期間が長いなどの厳しい条件にもかかわらず、近代的な農業技術や生産設備の導入により、畑作、酪農を中心に生産性の高い農業を実現してきました。

しかし、近年北海道の農業を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

生産者に関しては後継者不足や高齢化の進展、市場環境では安心・安全に関する消費者の意識の高まりや外国産農産物との競争の激化、更に国による補助金制度の変更など今までの枠組みでは対処しきれない課題も多く抱えております。

本報告書は、生産者からのアンケート結果の分析・調査を中心に、今後の北海道農業の方向性を探ることを目的として作成しました。これを農業に関係される皆様のお役に立てて頂ければ幸いです。

最後になりましたが、この調査・研究事業に伴うアンケート調査やヒアリング調査にご協力頂きました皆様から心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後の益々のご発展をお祈り申し上げます。

平成 18 年 1 月

社団法人 中小企業診断協会 北海道支部
支部長 笹山 喜市

委員 中小企業診断士 辻村 英樹
中小企業診断士 吉本 平史
中小企業診断士 佐々木 恵一

目 次

はじめに

第1章 北海道の農業経営における現状と課題	1
1. 北海道農業の特徴	1
2. 北海道農業の課題	3
3. 個別の農業経営における課題	7
4. 認定農業者制度	9
5. 集落営農・法人化	16
第2章 北海道の農業経営に関する実態調査（アンケート調査）	20
1. 調査の目的	20
2. 調査の概要	20
3. 調査の結果	21
4. 調査結果の考察	40
第3章 経営改善に向けた方向性	42
1. 収益力の向上	42
2. 労働力の確保	45
3. 経営形態の見直し	48
第4章 行政による支援活動	52
1. 行政による支援活動	52
2. 条例	52
3. 認証制度	52
4. 消費者に対する啓蒙活動	53
おわりに	56
参考資料	57

第1章 北海道の農業経営における現状と課題

1. 北海道農業の特徴

北海道の農業経営について考える前に、北海道農業の全体像について確認しておきたい。一般に北海道の農業は、大規模経営で効率がよいものの付加価値は低いといわれている。これに関して、北海道農業の全国シェアに関する主要データを見ると表 1-1 のようになっている。

まず、北海道の総土地面積は全国の 22.1% であるが、耕地面積の全国シェアは 24.8% と高くなっている。内訳をみると、田は 8.9% と低いものの、畑は 44.0% と全国の半分近くを占めており、まさに畑作王国といえる。

一方、北海道の総人口の全国シェアは 4.5% であるが、農家人口（販売農家）の全国シェアは 2.6% と低く、農業就業人口（販売農家）の全国シェアは 4.0% と総人口におけるシェアに近い。

また、総農家戸数の全国シェアは 2.2%、販売農家の全国シェアは 2.7% であるが、内訳は、専業農家が 6.5%、第 1 種兼業農家が 7.2% と高く、第 2 種兼業農家は 0.6% と極端に低い。これは全国の農家が農業以外を主業としている割合が高いのに対し、北海道の農家は農業を主業としている割合が高いことを示している。

所得についてみると、道（国）民所得の全国シェアは 4.1% であるが、生産農業所得は 11.9% と高く、また農業産出額の全国シェアは 11.8% とこちらも高くなっている。

以上のことから、北海道は全国の約 4 分の 1 の農地面積を持ち、その面積に対して少ない農家数で生産しているが、生産金額は面積が大きいわりに低いことが確認できる。

表 1-1 北海道農業の特徴（全国シェア）

区 分	単位	北海道（A）	全国（B）	A / B	年次	
総土地面積	千 ha	8,345	37,789	22.1%	15 年	
耕地面積	千 ha	1,175	4,736	24.8%	15 年	
	田	231	2,592	8.9%		
	畑	944	2,144	44.0%		
総人口	千人	5,663	126,688	4.5%	15 年	
農家人口（販売農家）	千人	247	9,647	2.6%		
農業就業人口（販売農家）	千人	147	3,684	4.0%		
総農家戸数	千戸	67	2,981	2.2%	15 年	
販売農家	千戸	59	2,205	2.7%		
専業農家	千戸	29	443	6.5%		
第 1 種兼業農家	千戸	21	289	7.2%		
	第 2 種兼業農家	9	1,474	0.6%		
所得	道（国）民所得	億円	162,317	3,935,699	4.1%	12 年
	生産農業所得	億円	4,203	35,219	11.9%	14 年
農業産出額	億円	10,563	89,261	11.8%	14 年	
耕種	億円	5,716	63,779	9.0%		
畜産	億円	4,845	24,975	19.4%		

資料：農林水産省調べ等

次に、北海道農業の特徴に関して都府県との比較を見ると表 1-2 のようになっている。

主業農家率（販売農家）は 72.6%（都府県 18.9%）、農業専従者保有率（販売農家）は 73.0%（同 24.3%）と高く、農業就業人口 65 歳以上比率（販売農家）は 31.9%（同 56.1%）と比較的低くなっている。これは、北海道では農業を主業とする割合が高く、全国に比べ農家の高齢化率は低いことを示している。

次に、1 戸当たり規模をみると耕地面積は都府県の 13.9 倍、乳用牛飼養頭数は 2.3 倍、肉用牛は 5.7 倍と規模が大きい。一方、単位当たりの生産費は、米、小麦、生乳は都府県に比べて低いものの、大豆はやや高くなっている。

農家 1 戸当たりの生産農業所得は都府県の 5.9 倍と大きいが、面積当たりで見ると 0.4 倍と低くなっている。また農業粗収益は 4.7 倍、農業所得は 3.8 倍と大きいが、農外所得が 0.3 倍と低く、こちらのデータからも北海道では農業を主業としている農家の割合が高いことが確認できる。

このように、北海道は農業を主業とする農家が多く、1 戸当たりの規模は都府県と比べて大きい。また 1 戸当たりの所得も都府県と比べて大きいが、耕地面積規模の差ほど大きくはなく、単位量当たりの生産費は都府県に比べ低いものの大規模経営を行なっているわりには小幅にとどまっている。

表 1-2 北海道農業の特徴（都府県との比較）

区 分		単位	北海道 (C)	都府県 (D)	C / D	年次
農家	主業農家率（販売農家）	%	72.6	18.9	-	15 年
	農業専従者保有率（販売農家）	%	73.0	24.3	-	
	農業就業人口 65 歳以上比率（販売農家）	%	31.9	56.1	-	
1 戸 当り 規模	1 戸当たり耕地面積	ha	17.2	1.2	13.9 倍	13 年
	1 戸当たり乳用牛飼養頭数	頭	93.9	41.5	2.3 倍	
	1 戸当たり肉用牛飼養頭数	頭	141.3	24.9	5.7 倍	
生 産 費	米（全算入生産費）	円 / 10a	121,117	161,540	75.0%	13 年
	小麦（全算入生産費）	円 / 10a	59,595	62,741	95.0%	
	大豆（全算入生産費）	円/60kg	19,641	18,929	103.8%	14 年
	生乳（全算入生産費）	円/60kg	6,546	8,022	81.6%	
生産 農業 所得	農家 1 戸当たり	千円	6,208	1,048	5.9 倍	14 年
	耕地 10ha 当たり	千円	36	87	0.4 倍	
	基幹的農業従事者 1 人当たり	千円	3,389	1,420	2.4 倍	
1 戸 当り 農家 経済	農業粗収益	千円	14,682	3,154	4.7 倍	14 年
	農業所得	千円	3,606	949	3.8 倍	
	農外所得	千円	1,505	4,612	0.3 倍	
	農家総所得	千円	8,225	7,831	1.1 倍	
	農業依存度	%	70.6	17.1	-	

資料：農林水産省調べ

2. 北海道農業の課題

(1) 担い手の減少と高齢化

農家戸数、農業就業人口等の推移(表1-3)をみると、北海道の農家戸数は年々減少しており、平成16年では65,590戸と平成2年に比べ31.3%の減少となっている。農業就業人口は144,500人で同33.1%の減少である。これは高齢化が進展し、後継者のいない農家が離農したことが主な要因と考えられる。しかし、その間の道内耕地面積に大きな変化はなく、農地の一部農家への集約が進んだといえる。

農業就業人口に占める65歳以上の比率は32.3%と年々高くなっているが、都府県での65歳以上の比率は55%を越えており、道内ではまだ若い担い手の割合が高いといえる。しかし、今後高齢化が進むことが予想され、早急な対策が必要となっている。

表1-3 農家戸数、農業就業人口等の推移(単位:戸、人、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年	平成16年
農家戸数	95,437	80,987	69,841	66,690	65,590
農家人口	404,870	333,659	261,160	246,780	241,510
農業就業人口	215,992	179,607	152,387	147,260	144,500
65歳以上比率	20.1%	25.7%	31.2%	31.9%	32.3%

資料:農林水産省「農業センサス」他

(2) 新規就農者の状況

新規就農者の推移(表1-4)を見ると、平成16年における新規就農者は728人で、過去10年を比較すると徐々に増加する傾向にある。内訳を見ると、新規学卒就農者は391人と横ばいの傾向にあるが、Uターン就農者が266人と年々増加している。農外からの新規参入者は71人で、平成13年に102人とピークになったがその後減少している。

後継者の補充率は33.3%で、増加傾向にはあるが、北海道農業の発展や活力維持にはまだ不十分な状況である。

表1-4 新規就農者の推移(単位:人、%)

区分	平成7年	平成9年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
新規学卒就農者	417	399	343	391	364	338	391
Uターン就農者	53	146	192	208	247	253	266
新規参入者	31	43	64	102	86	80	71
計	501	588	599	701	697	671	728
後継者補充率	18.6%	22.7%	25.7%	30.7%	30.9%	30.2%	33.3%

資料:北海道農政部調べ

(3) 耕作放棄地の増加

全道的な耕作放棄地面積は、平成 17 年で 19,459ha、耕作放棄地率で 2.0%となっていて、平成 12 年に比べ 10,123ha 増加している(208.4%増)。しかし、都府県の耕作放棄地率 15.5%に比べるとまだ低い。一方、不作付地は減少傾向にあり、平成 17 年では、平成 12 年に比べ 7,586ha の減少となっている(表 1-5)。

耕作放棄地等の増加は高齢化と労働力の減少で生産性の低い農地、作業効率が悪い農地等を中心に、ほ場管理が行き届かなくなったことが主要因と考えられる。農地価格の低落傾向が続いているため今後も耕作放棄地が増加する恐れがあり、対策が必要である。

表 1-5 農家の耕作放棄地等の状況(単位:ha、%)

	平成 7 年			平成 12 年			平成 17 年		
	耕作放棄地	放棄地率	不作付地	耕作放棄地	放棄地率	不作付地	耕作放棄地	放棄地率	不作付地
北海道	8,786	0.9	10,106	9,336	0.9	20,570	19,459	2.0	12,984
都府県	52,984	4.7	154,932	200,682	6.9	257,324	384,800	15.5	186,687

資料：農林水産省「農業センサス」

(4) 国際競争力の向上

北海道は、大規模経営が生まれ、全国の中で最も国際競争力が高いといわれている。しかし、効率化を進めたとしても、中国や東南アジア諸国との人件費の差は歴然であり、効率化以外の付加価値の向上策が必要となっている。

表 1-6 のように、WTO の農業交渉は外国からの農産物の関税や国内農産物への補助金を減らす方向に動いている。北海道の農産物・農業を守るためには、主要作物である米や乳製品、でんぷん、雑豆、砂糖等に引き続き適切な措置を求めていく必要があるが、諸外国の農産品に対抗する生産や流通のあり方を検討していくことも必要である。

表 1-6 WTO 農業交渉の動き

年 月	内 容
2000 年 3 月	WTO 農業交渉の開始
2000 年 12 月	「多様な農業の共存」を基本理念とする日本提案を提出
2001 年 11 月	品目ごとの柔軟性を主張する日本、EU 等と関税や国内助成の削減を主張する米国、オーストラリア諸国が対立
2003 年 9 月	修正案を提示するも先進国と開発途上国の対立で合意せず
2004 年 3 月	EU が輸出補助金撤廃に応じる姿勢を見せ交渉進展
2004 年 7 月	修正案により枠組み合意

(5) 消費者のニーズに応える体制づくり

消費者の農業・農産物に対するニーズは年々厳しくなっている。新鮮さや味はもちろんだが、「安全・安心」の確保が今まで以上に求められるようになってきている。

「安全・安心」の確保のために進められているのが、北海道農政部が行なう道産食品独自認証制度や、モデル事業で進められているトレーサビリティシステムの構築である。

道産食品独自認証制度は、道内で生産された農林水産物やそれらを主原料とする加工品を対象とし、こだわりの商品特性を1つ以上求め、消費者と専門家による官能検査を経て第三者機関が認定するもので、道産食品のブランド化が目的とされている。

道産食品独自認証制度の概要

道産へのこだわり

主原料に道産のものを使用し、道内で製造された加工食品や道内で生産された農畜産物、水産物を対象にした道産食材にこだわった制度です。

消費者へのきめ細かな情報提供

消費者の皆さんに安心をお届けするため、主原料の生産地や製造方法など、きめ細やかな情報を提供します。

高いレベルの安心確保

食品添加物や化学肥料・農薬の使用量を削減したり、高度な衛生管理など、消費者が求める高い安心基準を設けます。

優れた個性

特別の生産方法や地域性など、食品の持つオリジナリティを評価し、消費者と専門家の双方が認めたものを認証します。

厳格なチェック体制

道が認証機関として登録した第三者機関が審査、認証し、認証後も定期的に検査を実施します。道は、認証機関の業務内容をチェックします。

北海道農政部食の安全推進室食品政策課ホームページより

一方、トレーサビリティシステムとは、「生産から食卓まで」の栽培や流通過程を明示し、商品に問題があったときに流通過程のどの部分に問題があったかを分かるようにするシステムである。情報機器の整備やデータベースの構築が必要で導入費用も大きいのが、消費者のみならずスーパーなどの大手小売業者の中にもこのシステムの充実を望む声があり、生産側としての対応が必要となっている。

消費者に対して「安全・安心」のように「価格」以外の付加価値を提供していくことが今後必要であり、また道内の生産者が国際競争、国内競争に勝ち残る一つの手段と考えられる。

(6) 魅力ある景観や自然環境の維持

農村の多面的機能には、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の維持、文化の伝承など多くのものがあり、国民生活に重要な役割を果たしている。平成10年に北海道が調査した「農業・農村の多面的機能」の年評価額は1兆2,581億円(代替法、CVM)であり前年の農業粗生産額(1兆761億円)を上回っていた。このうち洪水防止機能の6,143億円、景観保全の2,464億円が大きな評価金額となっている(表1-7)。

表1-7 北海道農業・農村の公益的機能の外部経済効果評価額

機能		効果	評価手法	評価額 (億円)
国土保全機能	洪水防止	洪水の被害の軽減	代替法	6,143
	土壌浸食防止	土壌浸食被害の軽減		32
	水質源かん養	河川流況の安定		543
	大気浄化	大気汚染ガスの吸収		687
アメニティ機能	景観保全	美しい農村風景の提供	CVM	2,464
	保健休養	休息・休暇の場の提供		1,044
	生態系保全	野生生物生息環境の維持		641
教育・文化機能	自然教育	情操教育の場の提供		1,017
	農業実務研修	農業技術研修の場の提供		10
合計				12,581

資料：北海道農政部「農業・農村の多面的機能の評価調査」(平成10年3月)

金額以外の面からも、美瑛の丘陵地帯の畑作地が観光資源になっているように、農村の景観が魅力ある景観をつくり、自然環境と地域経済の維持にも大いに役立っている事例がある。

こうした点を考慮すると、耕作放棄地の増大はまさしく北海道農業・農村の全体価値の減少を意味している。

北海道では(財)北海道農業開発公社を通じて需要のない農地を買い上げ、「農場リース事業」を展開し一定の効果を挙げている。このような事業をさらに拡大していくことが必要と考えられる。また、後継者のいない耕作地を、地域の農業生産法人などが管理・運営し、共同で営農活動を展開することにより、地域全体の自然環境にも配慮した展開ができる可能性があると考えられる。

3. 個別の農業経営における課題

(1) 生産性、付加価値の向上

国際化の進展や国内経済の低迷により、北海道においても将来の農業収入の確保が大きな課題である。対策としては農業の生産性や付加価値の向上が不可欠である。

生産性の向上に関しては、単位当たり収量の増加が重要であるが技術的な限界もあり、労働の集約化や飼料や肥料の購入時におけるコスト削減など様々な面からの対策が必要である。

付加価値の向上に関しては、近年、その地域で取れる農産物を使ったおいしく、安全な加工食品の期待が高まっており、直売、産直にファームインなどをからめた多様なビジネス展開を行なう経営者も出てきている。

今後、新規就農者や後継者を確保するためにも、農業所得を増加・安定させていく必要があり、そのためには生産性・付加価値の向上による経営力、競争力の向上が課題である。最終的な農業所得（収益）の増加・安定策を実施していくことにより、活力ある農村を実現することが重要である。

(2) 後継者対策、担い手確保

表 1-8 のように、2005 年の北海道における農業後継者のいる経営体は 12,819 経営体（構成比 24.4%）となっている。これは 2000 年の前回調査よりも構成比で 10%程度低下しており、5 年間の間でも後継者不足が深刻化した実態がうかがえる。全国で見ると農業後継者のいる経営体が 54.4%にも上っており、北海道の後継者不足がより深刻であることがわかる。

表 1-8 農業後継者の有無別農業経営体数（家族経営）（単位：経営体、%）

地域	年度	後継者あり	後継者なし	合計
北海道	2005 年	12,819	39,625	52,444
	（構成比）	24.4%	75.6%	100%
	2000 年	21,468	41,143	62,611
	（構成比）	34.3%	65.7%	100%
全国	2005 年	1,072,680	898,099	1,970,779
	（構成比）	54.4%	45.6%	100%

資料：農林水産省「農業センサス」

前述の新規就農者の状況で見たとおり、北海道の 1 年間の新規就農者は 700 人前後で、徐々に増加する傾向にはあるが、後継者充足率は 33.3%と依然として低い。新規就農者確保のためには、就農支援等の施策の充実と、多様な経路による人材の確保・育成が必要である。

仮に都市住民等が実際に農業を始めようとしても、農業の知識や受け入れ体制、生活面などの

不安がある。こうした不安を取り除くことが必要であり、農業者、行政、農協などが連携をとって広く新規参入者を募り、就農条件などを積極的にPRしていくことが重要である。

全国的に見ると、近年、新規就農者が増加する傾向にある。この背景としてバブルの崩壊による長期不況の影響もあるが、就農動機としては「自分で創意工夫のできる農業が好きだから」「田舎暮らしをしたいから」「有機農業や無農薬農業をやりたいから」などの積極的理由が多くなっている。道内での新規就農者が徐々に増加傾向にある背景としては、北海道農業担い手センターによる就農相談会や情報提供、道立農業大学校における研修環境の整備なども効果があがっているといえる。

今後、離農者を減らし新規就農者をさらに増やすためには、農業経営が将来にわたって収益を上げていけるものでなくてはならない。そのためには新規参入時の支援制度だけではなく生産性や付加価値の向上策も合わせて進めていく必要がある。

(3) 新たな経営安定対策への対応

稲作や畑作経営を対象に、現在は品目別に交付金や経営安定資金が支給されている経営安定対策（助成金）が、平成19年産から大幅に見直されることとなっている（畜産、酪農、野菜、果樹は今のところ対象外）。具体的には、諸外国との生産条件格差を埋める対策部分（面積支払と数量支払）、収入や所得の変動が大きい場合にその影響を緩和する対策部分、の2つの助成金を組み合わせた形となる。

問題となるのは、安定対策の対象となる「担い手」の要件が「効率的かつ安定的な農業経営体」に限定されることである。これらは後で述べる「認定農業者」と一定の要件を満たした「集落営農組織」「法人経営」などが該当する。小規模な農家や、兼業農家は自分達がどの方向で行くのか決断しなくてはならない。

さらに政府では国際競争力向上のため、平成19年度をめどに助成の対象を農家の場合4ha以上（北海道は10ha以上）、地域ぐるみで一体的に農業経営をする集落営農や農業法人では20ha以上とする方針としている。将来は担い手要件がさらに引き上げられていく可能性が高く、経営規模の小さな農家は対応を迫られている。

4. 認定農業者制度

(1) 制度の概要

担い手不足が進行し遊休農地が増加する中で北海道の農業を維持・発展させるためには、意欲と能力のある農業者を確保し、プロの農業経営者として、また地域農業の担い手として育成することが必要となっている。

平成5年8月にスタートした認定農業者制度は、効率的で安定的農業経営を目指す農業者が作成する「農業経営改善計画(5年後の経営目標)」を市町村が基本構想に照らして認定し、認定を受けた農業者に様々な支援施策を講じる制度である。逆に認定農業者にならないと、品目横断的政策の支援対象にならない可能性が高く、農家にとって厳しい状況となる。平成17年3月末の認定農業経営改善計画数は、全国で191,633に上り、これは前年比9,288の増加で増加率は5.1%となっている。

認定の対象は、農業を職業として選択していこうとする者であれば、性別、専業兼業の別、経営規模の大小、営農類型、組織形態などを問わず対象とされている。

(2) 北海道の認定農業者数の推移

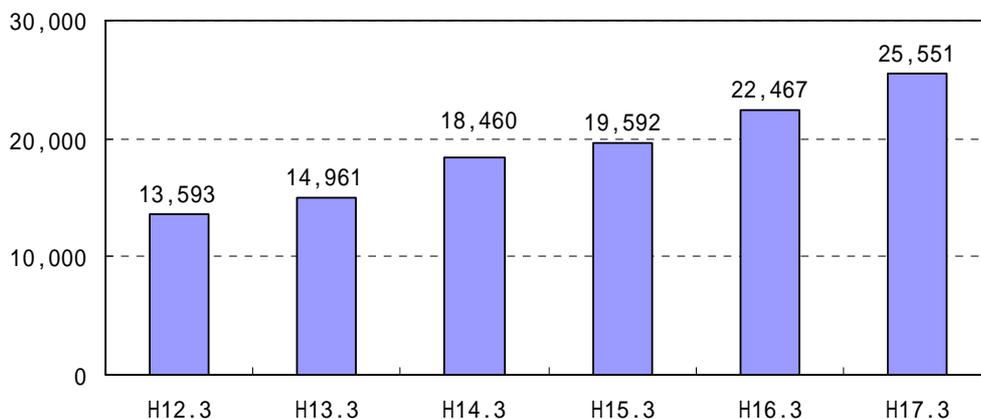
北海道における認定農業者数は平成17年3月末現在、25,551経営体で、前年に比べ3,084経営体、13.7%の増加となっている(表1-9、図1-1)。主業農家数に対する割合は、主業農家数が減少していることもあり、平成17年3月現在で60.5%に達しており今後も増加する見込みである。

表1-9 北海道の認定農業者数の推移(戸、%)

	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3	H17.3
認定農業者数	13,593	14,961	18,460	19,592	22,467	25,551
主業農家数	47,480	45,217	44,920	43,590	42,870	42,200
主業農家に対する割合	28.6%	33.1%	41.1%	44.9%	52.4%	60.5%

資料：北海道農政部のホームページより

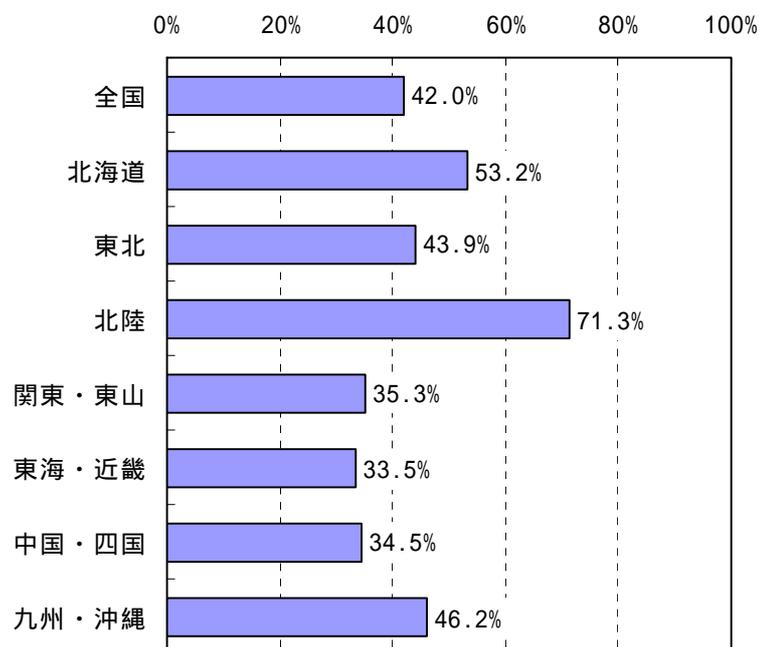
図1-1 北海道の認定農業者数の推移(戸、%)



平成 16 年の全国他地域と北海道の認定農業者の割合を比較してみると、北海道は 53.2%と、全国平均の 42.0%よりもかなり高く、北陸の 71.3%に次いでいる（図 1-2）。

前出の表 1-8 のように、北海道では平成 17 年に 60.5%にまで上昇しており、取組がさらに進んでいる。これは、道内の各自治体等が積極的に農業経営体の指導を進めているためと考えられる。一方、北海道の農家は本州の都市近郊の農家に比べ将来の経営に対する不安が大きく、認定を受ける必要性が高いためと見ることもできる。

図 1-2 主業農家に対する認定農業者の割合（平成 16 年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」

(3) 農業経営改善計画の作成と申請

農業経営改善計画の作成を支援する道内の組織として「北海道担い手育成総合支援協議会（事務局：北海道農業会議）」がある。協議会は、地域農業の担い手の育成に向けて、地域の課題に応じた、研修や相談会、経営指導などの様々な活動を行っており、また、認定農業者認定を目指す農業者に対して、農業経営改善計画の作成とその実現のための支援を行なっている。

農業経営改善計画を提出する際の申請様式は 12～14 ページのとおりである。改善計画の作成にあたっては自らの経営をよりよいものとしていくために 5 年後をめどに「何にどう取り組むのか」を書き込むが、この際、表 1-10 の 4 つの視点が重要となる。この 4 つの視点の検討を踏まえ、経営規模、所得金額、労働時間の 3 つの数と目標と目標を実現するための具体策を経営改善計画として記入する。

表 1-10 経営改善計画の 4 つの視点

視 点	具体的内容
農業経営の規模の拡大	現状の作付面積、生産量、飼養頭数に対して 5 年後どういう規模に拡大するのかとその手段
生産方式の合理化	現状の機械・装置、農用地の利用条件、施肥方式に対して 5 年後どのような台数、棟数、利用条件などにするのか
経営管理の合理化	現状簿記を行っていない場合、複式簿記の記帳を目標とするなど
農業従事の対応の改善	現状、休みを決めていない場合に休日制の導入を目指すなど

なお、経営の改善にあたっては、複式簿記、青色申告、家族経営協定、農業者年金の 4 つの事項に取り組むことが認定農業者としての重要事項とされている。

作成し、提出された農業経営改善計画は、市町村が以下の基準を満たしていることを確認する。基準を満たしたものが晴れて認定農業者として認定される運びとなる。

- 市町村の基本構想に照らして適切であること
- 達成可能な計画であること
- 農用地の効率的・総合的利用に配慮したものであること

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

殿

申請者住所

氏名<名称・代表者>

(印)

年 月 日生(歳)

<法人設立年月日 年 月 日 設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づき、
次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画						
目標とする営農類型						
経営改善の方向の概要		(新たに農業を開始する予定年月日: 年 月 日)				
農業経営規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現 状		目 標 (年)		
		作付面積(a) 飼養頭数	生 産 量	作付面積(a) 飼養頭数	生 産 量	
	経営面積 合計		/		/	

農業 経営 規模の 拡大に 関する 目標	経営 耕地	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状	目標(年)
		所有地				
		借入地				
	作業 受託	作目		作業	現状	目標(年)
単純計						
換算後						
その他の 関連 ・ 附帯事業	事業名		内容	現状	目標(年)	
生産 方式の 合理化 に 関する 目標	機械 ・ 施設	機械・施設名		型式、性能、規模等及びその台数		
				現状	目標(年)	
	農用地の 利用条件		現状	目標(年)		
作目・部 門別 合理化の 方向	作目・部 門名		現状		目標(年)	

経営管理の合理化に関する目標	現 状		目 標（年）			
農業従事の態様等の改善に関する目標						
目標を達成するためにとるべき措置	経営改善の目標	措 置				
（参 考） 農 業 労 働 力	氏 名 （家族農業従事者及び農業生産法人の構成員）	年 齢	経営者との続柄等	年間農業従事日数（日）		
				現 状	見 通 し	
	常時雇（年間）	実 人 数	現 状	人	見通し	人
	臨時雇（年間）	実 人 数	現 状	人	見通し	人
		延べ人数	現 状	人	見通し	人
	認定市町村名	認定年月日	備 考			
	（参 考） 他市町村の 認定状況					

(4) 認定農業者に対する支援施策

認定農業者に対する主な支援措置は表 1-11 のように多岐にわたっている。認定農業者になるか否かによって経営を行なっていく上での競争環境が大きく異なることとなる。

表 1-11 認定農業者に対する支援施策

項目	支援施策	支援の概略
経営規模拡大のための支援	農業委員会による農地利用集積支援	申し出により農業委員会が利用調整を行なう
	農地保有合理化法人による支援	規模縮小農家等から買入れまたは借入れた農用地を売渡し、交換、貸付し担い手農家の規模拡大を支援
	農地利用集積実践事業	規模拡大に対して面積に応じて促進費を交付
	土地利用型大規模経営促進事業	農地保有合理化法人から農地を取得する場合に 5 年間助成金を交付
金融支援	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	農地取得や機会・施設への投資に対して農林漁業金融公庫が長期資金を融資
	農業経営基盤強化資金（スーパーS）	肥料や種苗代等の購入代金に対して農協等が短期資金を融資
	農業近代化資金	農業用施設・機械等の改良、造成、取得等に要する資金及び農業経営の改善に伴い要する長期運転資金を農協等が融資
	農業改良資金	農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かし、農畜産物の加工、新作物への取組、新たな生産・販売方式の導入などを支援する無利子貸付
税制支援	割増償却制度	一定の経営規模拡大要件を満たす場合、機械、施設、大家畜などの減価償却費を普通に計算した金額より割増償却できる
	農用地利用集積準備金	特定農業法人が農業収入の 9%以下を準備金として積立て、5 年以内に農地や機械・施設取得のため取り崩せば圧縮記帳を認める（損金算入可）
	譲渡所得税の特例	農用地区域内の農地を買入協議に基づき農地保有合理化法人に売り渡す場合、譲渡所得に対して 1,500 万円の特別控除を認める
経営改善支援	経営改善支援	担い手育成総合支援協議会が地域の課題に即した研修や相談会、経営指導事業を行なう
機械・施設整備の支援	農業経営展開支援リース事業	農業機械や施設をリースで借受ける場合、リース料の一部を国が助成
経営安定・社会保障対策	平成 16 年度からの担い手経営安定対策における特例	稲作収入が基準価格を下回った場合、差額の一定割合を補填
	果樹経営安定対策における特例	果樹価格が基準価格を下回った場合、差額の一定割合を補填
	農業者年金保険料の助成	青色申告の有無や年齢に応じて農業者年金保険料の一部を助成

5. 集落営農・法人化

農家が単体で認定農業者を目指さない場合でも、集落の農家が協力することにより、お互いの問題を解決し、集落全体で「効率的かつ安定的な農業経営体」をめざすことが可能である。この場合、集落営農組織に参加することで支援施策の対象となることができる。

北海道の集落営農を考えたときに本州と大きく異なる点がある。本道の集落の形成は明治以降進められた入植で300間(545m)の間に平均2~3戸の割合で配置された結果、散在、散居型の集落が大部分を占めている。

平成12年の農村地域の形態別農業集落数を見ると表1-12、図1-3のようになっており、都府県では、集居集落が57.2%、密居集落が15.9%と多いのに対し、北海道では散居集落が65.2%、散在集落が16.3%と続いている。集落の規模を1集落あたりの総戸数でも全国では30戸以上の集落が72%を占めるが、北海道では29戸以下の集落が68%を占めている。

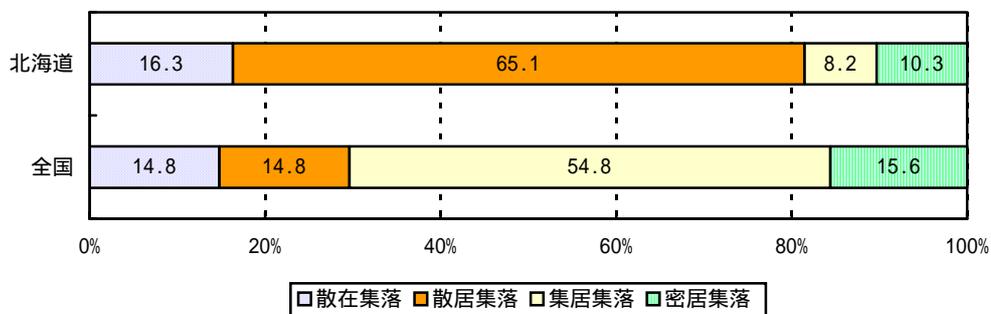
このことから北海道では1つの集落だけでは農業経営体までを組織できないケースが多いのではないかと考えられる。平成16年の北海道における集落営農組織は647組織にとどまっており、同じく平成16年の農業生産法人数2,072法人よりはかなり少なくなっている。

表 1-12 農村地域の形態別農業集落数（平成12年）

区分	散在集落	散居集落	集居集落	密居集落
北海道	1,084	4,324	544	685
構成比	16.3%	65.2%	8.2%	10.3%
都府県	18,894	15,713	73,544	20,375
構成比	14.7%	12.2%	57.2%	15.9%
全国	19,978	20,037	74,088	21,060
構成比	14.8%	14.8%	54.8%	15.6%

資料：農林水産省「農業センサス」

図 1-3 農村地域の形態別農業集落数構成比



一方、集落営農組織とは別の「効率的かつ安定的な農業経営体」の形が法人化であり、代表的なものが「農業生産法人」である。農業生産法人は農地法の規定により、組織形態が農事組合法人や有限会社等で、主たる事業が農業であるという条件を満たし、農地に関する権利が認められている（農地が使用できる）法人である。

農地法に規定された農業生産法人の要件は「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の4つがあり、設立時だけでなく、設立後も満たされる必要がある。農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられている。

組織形態要件は、会社法人である有限会社、合名会社、合資会社及び株式会社（定款に株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの）と組合法人である農事組合法人（2号法人）のいずれかでなくてはならない。

事業要件は、農業（農畜産物の生産・販売）、農業に関連する事業、その他の事業の3つで、その売上が全体の過半を占める必要がある。

構成員（有限会社では社員、株式会社では株主、農事組合法人では組員）要件は、次のいずれかとなっている。

農業生産法人の構成員要件

法人へ農地を売る、貸す、現物出資をする個人（「農地の提供者」）

法人の行う農業に常時従事する者（「農業常時従事者」）

農業協同組合、農業協同組合連合会

現物出資を行った農地保有合理化法人（北海道では、（財）北海道農業開発公社）

地方公共団体

農林水産大臣の承認を受けた「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に定める承認会社（農業法人投資育成会社）

継続的取引関係を有する者

業務執行役員要件について、業務執行役員とは有限会社、株式会社であれば取締役、農事組合法人であれば理事を指し、耕作者主義の観点からは、農業に常時従事する構成員が業務執行役員の過半（定数でなく実数で判断）を占め、さらにその過半が農作業に一定日数（原則60日以上）従事しなければならない。

法人化にあたっては、法人化の目的をどう考えるか、法人化に伴う問題点が解決できるかなどを検討する必要がある。法人化の目的と問題点をあげると次のものがあげられる。

法人化の目的	法人化に伴う問題点
1. 社会的信用力を得る	1. 設立事務のわずらわしさ
2. 事業の継続性を向上する	2. 税法上の有利さが少ない(税率)
3. 税法上の有利性を得る(損金の範囲)	3. 意思決定の複雑さ
4. 就業条件の安定化と雇用の確保	4. 経理事務の厳格化
5. 経営上の個人の位置づけの明確化	5. 社会保険、労働保険の負担の増加
6. 人材確保による多角的な事業展開	6. 利益が会社に帰属する
7. 地域の核となり地域農業を守る	

離農農家が増加した近年は、農業生産法人に対して耕作放棄地や高齢農家の農作業の引き受け手、新規参入者の受け入れ先としての期待が高まっている。農業生産法人にはこのような公益的機能の発揮が期待されるため、北海道でも農業経営の法人化の促進、法人経営に対する支援が推進されている。

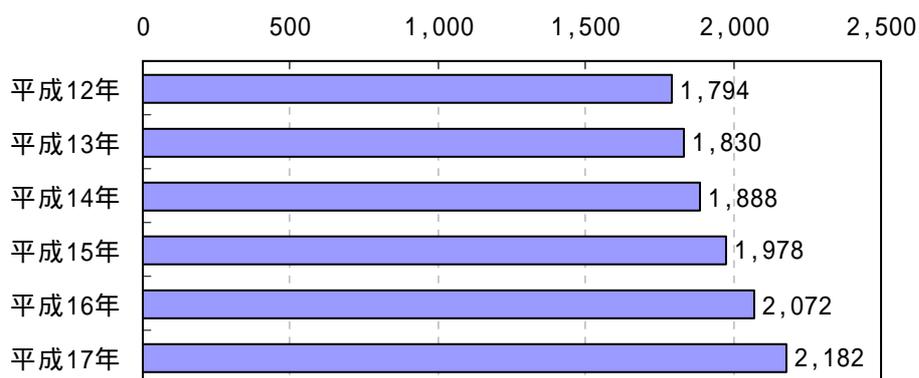
近年、道内の農業生産法人数は順調に増加しており、平成17年で2,182法人と前年に比べ110法人の増加となっている(表1-13、図1-4)。

表1-13 農業生産法人数の推移(法人数)

年次	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
法人数	1,794	1,830	1,888	1,978	2,072	2,182

資料：北海道農政部ホームページより

図1-4 農業生産法人数の推移(法人数)



また、農業生産法人の中には、関連事業に取り組む法人が増えてきている。平成 12 年では 144 法人と全体の 8.0%にとどまっていたが、平成 17 年では 335 法人と全体の 15.4%にまで増加している。関連事業の内訳を見ると、「農畜産物の加工製造」と「農作業の受託」の増加が顕著となっている（表 1-14）。

表 1-14 道内の農業関連事業に取り組む農業生産法人数及び構成比

区 分	法人数（構成比）	
	平成 12 年	平成 17 年
関連事業を実施する法人数	144（8.0%）	335（15.4%）
農畜産物の加工製造	48	137
農畜産物の貯蔵・運搬・販売	70	109
農業生産資材の製造	6	37
農作業の受託	23	155
関連事業を実施しない法人数	1,650（92.0%）	1,847（84.6%）
	1,794	2,182

資料：農林水産省農地調整年報

第2章 北海道の農業経営に関する実態調査（アンケート調査）

1. 調査の目的

現在、北海道の農業および農業経営には国際競争力の強化、経営安定対策、後継者対策などの多くの課題がある。これらの課題について、実際に農業経営を行なっている経営体、生産法人の方にアンケート調査を行うことで、今後の農業経営のあり方や、課題の改善策などを検討するために社団法人中小企業診断協会北海道支部がアンケート調査を実施した（アンケートは参考資料に掲載）。

2. 調査の概要

（1）調査対象

道内の農業経営を行なっている経営体および生産法人

（2）調査期間

平成17年9月25日～平成17年11月30日（2回に分けて実施）

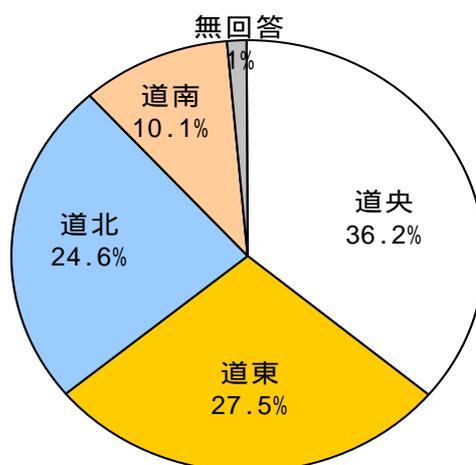
（3）アンケートの配布・回収状況

- ・ 農業経営を行っている経営体・生産法人 1,000 戸に調査票を郵送およびFAXにて配布し69 戸から回答があった。回収率は6.9%である。
- ・ 地域別の配布数、回収数、回収率及び構成比率は次のとおりである。

表 2-1 地域別アンケート回収状況

地域	配布数	回収数	回収率	構成比率
道北	209	17	8.1%	24.6%
道東	269	19	7.1%	27.5%
道央	358	25	7.0%	36.2%
道南	164	7	4.3%	10.1%
無回答他	0	1	-	1.4%
合計	1,000	69	6.9%	100%

図 2-1



アンケート回収数は道央が最も多く、構成比で全体の 36.2%を占め、続いて道東 27.5%、道北 24.6%、道南 10.1%となっている。

(4) その他

- ・ 回答の記入がないもの、回答形式以外の回答は無回答他とした。

3. 調査の結果

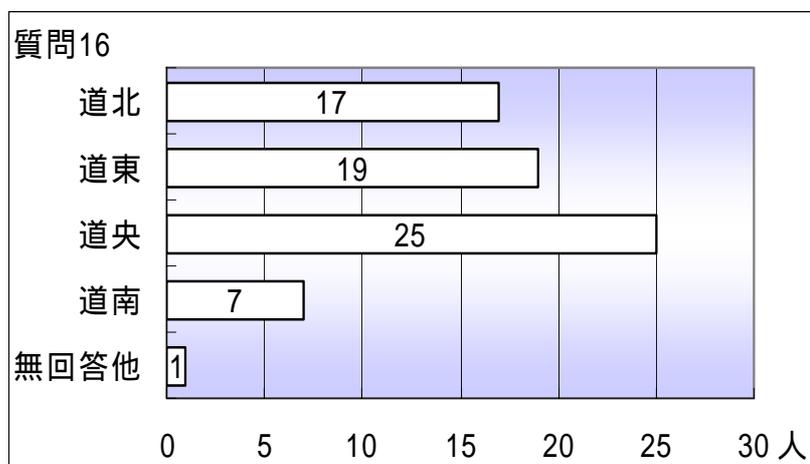
(1) 回答者の居住地

- ・ 回答者の現在の居住地では、道央が 25 名、道東が 19 名、道北が 17 名、道南が 7 名、無回答が 1 名となった。

表 2-2 回答者の居住地

区分	回答数	比率
道北	17	24.6%
道東	19	27.5%
道央	25	36.2%
道南	7	10.1%
無回答他	1	1.4%
合計	69	100%

図 2-2



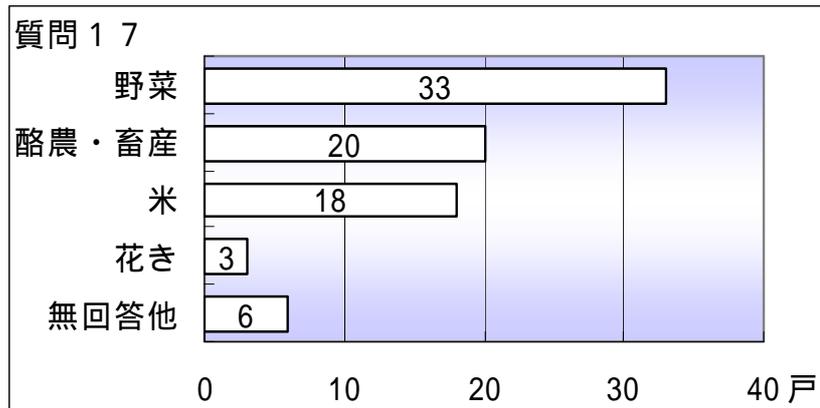
(2) 回答者の生産物

- 生産物については、野菜が 33 人で 47.8%、酪農・畜産が 20 人で 29%、米が 18 人で 26.1%の順であった。

表 2-3 回答者の生産物

区分	回答数	比率
野菜	33	47.8%
酪農・畜産	20	29.0%
米	18	26.1%
花き	3	4.3%
無回答他	6	8.7%
回答者合計	69	

図 2-3



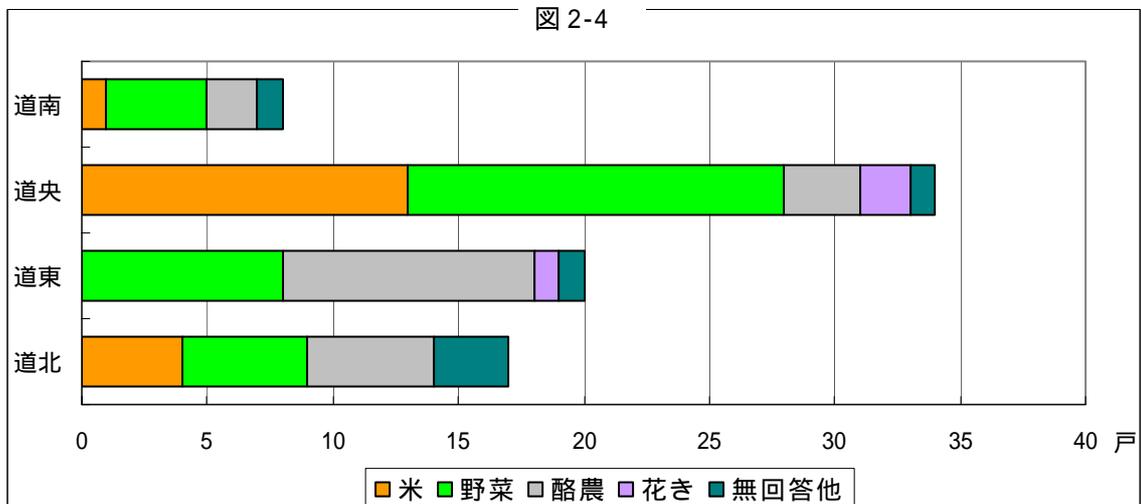
(生産品目とエリアでの分析)

- ・ 道央では、米、野菜を生産している回答者が多く、花きも回答があった。
- ・ 道東では、米の回答者はなく、酪農が約半数であった。また花きも回答があった。
- ・ 道南、道北では花きの回答はなかった。

表 2-4 生産品目とエリアでの分析

区分	合計		米	野菜	酪農	花き	無回答他
	回答数	比率					
道北	17	24.6%	4	5	5	0	3
道東	19	27.5%	0	8	10	1	1
道央	25	36.2%	13	15	3	2	1
道南	7	10.1%	1	4	2	0	1
無回答他	1	1.4%	0	1	0	0	0
合計	69	100%	18	33	20	3	6

図 2-4



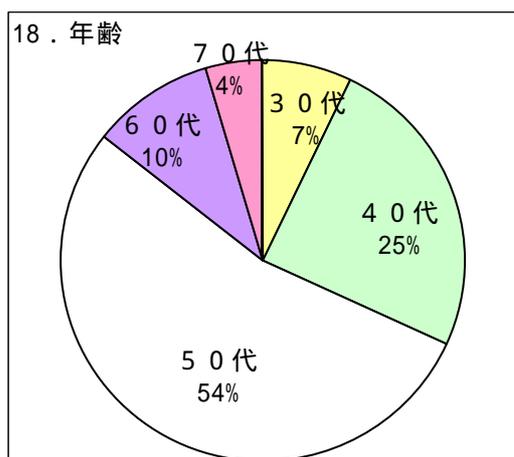
(3) 回答者の年齢

- ・ 回答者の年齢では、50代が37人で53.6%と最も多く、次いで40代の17人で24.6%、60代の7人で10.1%となり、40代から60代で、約90%となった。
- ・ 50代以上でも約70%となり、農業の高齢化が進んでいることを裏付ける結果となった。

表 2-5 回答者の年齢

区分	回答数	比率
10代	0	0%
20代	0	0%
30代	5	7.2%
40代	17	24.6%
50代	37	53.6%
60代	7	10.1%
70代	3	4.3%
80代～	0	0%
無回答他	0	0%
合計	69	100%

図 2-5



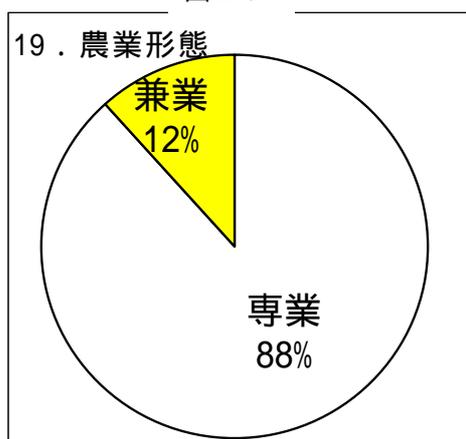
(4) 回答者の農業形態

- ・ 農業の形態については、61人で88.4%が専業であると回答していた。

表 2-6 回答者の農業形態

区分	回答数	比率
専業	61	88.4%
兼業	8	11.6%
無回答他	0	0%
合計	69	100%

図 2-6



(5) 同居している家族の人数

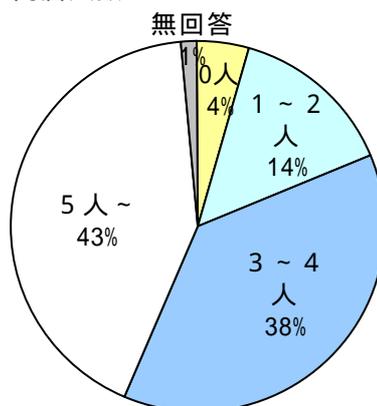
- 同居している人数については、5人以上が29件で42%となり最も多く、ついで、3~4人が26人で37.7%となった。
- 同居人数3人以上が約80%であり、後継者が存在していることを伺わせる結果となった。

表 2-7 同居している人数

区分	回答数	比率
0人	3	4.3%
1~2人	10	14.5%
3~4人	26	37.7%
5人~	29	42.0%
無回答他	1	1.4%
合計	69	100%

図 2-7

20. 同居人数



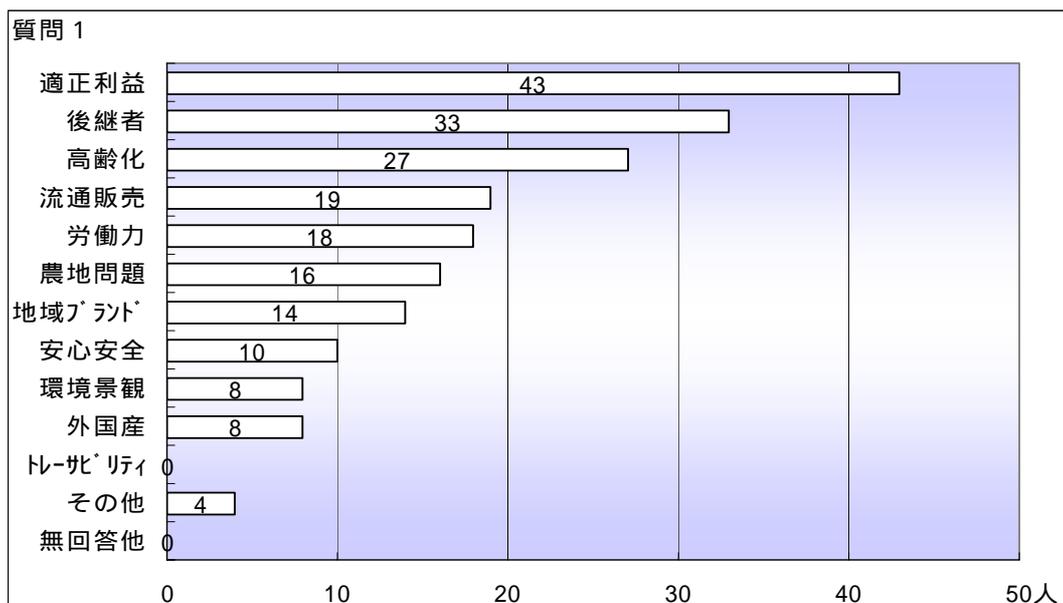
質問1 地域における農業経営の課題（3つまで）

- ・ 回答において69人中43人（構成比62%）が「適正利益の確保」を課題として挙げており、地域における農業経営の最大の関心事といえる。
- ・ 次いで「後継者問題」48%、「高齢化」39%となっている。
- ・ 4位以降は「流通・販売」、「労働力の確保」28%、「農地問題」26%、「地域ブランドの育成」23%と次いでいる。
- ・ 「トレーサビリティへの取り組み」についての回答は無かった。
- ・ その他には「後継者の花嫁問題」「農業意識の改革」「農園生活希望者の受入」等があった。

表 2-8 地域における農業経営の課題

区分	合計		米	野菜	酪農	花き	無回答他
	回答数	比率					
適正利益確保	43	62.3%	13	20	13	2	0
後継者問題	33	47.8%	12	15	8	2	0
高齢化問題	27	39.1%	10	11	8	1	0
流通・販売	19	27.5%	6	11	3	1	0
労働力確保	18	26.1%	2	7	7	1	0
農地問題	16	23.2%	4	7	5	0	0
地域ブランド育成	14	20.3%	3	9	2	0	0
安心安全取り組み	10	14.5%	2	4	3	1	0
環境景観	8	11.6%	0	3	6	0	0
外国産野菜増加	8	11.6%	1	7	1	0	0
その他	4	5.8%	0	1	2	0	0
無回答他	0	0.0%	0	0	0	0	0
トレーサビリティ	0	0.0%	0	0	0	0	0
回答者合計	69		53	95	58	8	0

図 2-8



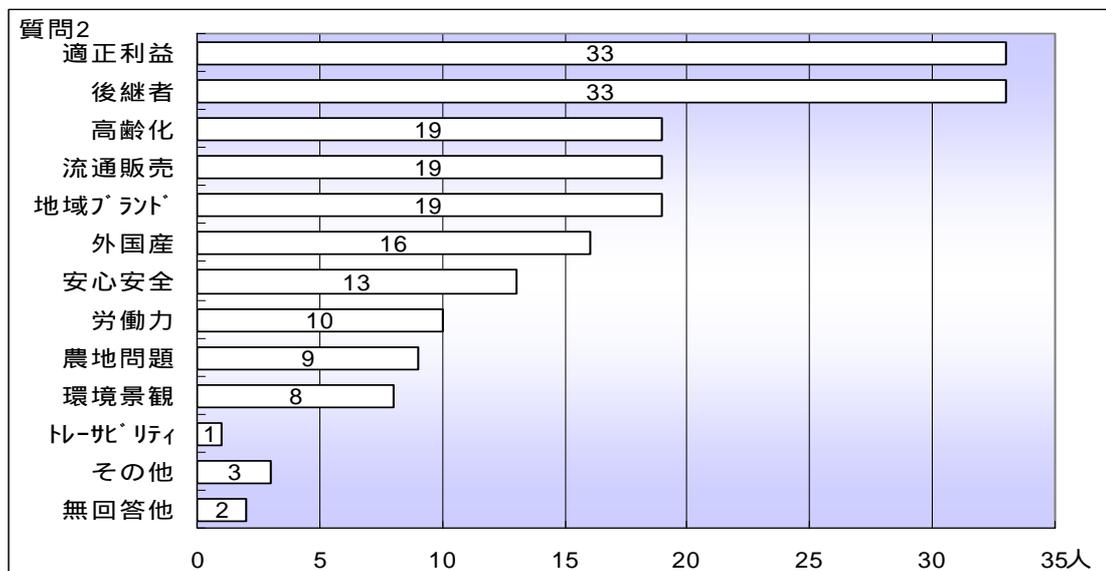
質問2 北海道における農業経営の課題（3つまで）

- ・ 北海道における農業経営についての課題は、「適正利益」と「後継者問題」が33人と同数で最も多く47.8%である。
- ・ 次いで「高齢化」と「流通・販売」、「北海道ブランドの育成」が19人と同数で27.5%となっている。
- ・ 質問1 地域の問題と比較して、「北海道ブランドの育成」や「外国産野菜の増加」が上位にきていることから、北海道全体で考えた場合、ブランドや外国からの輸入などのテーマも課題として重要な位置づけとなっている。
- ・ その他には「経営者の自立心」、「後継者の花嫁問題」、「生産・消費連携」、「農園生活希望者の受入」などがあつた。

表 2-9 北海道における農業経営の課題

区分	合計		米	野菜	酪農	花き	無回答他
	回答数	比率					
後継者問題	33	47.8%	10	16	10	2	0
適正利益確保	33	47.8%	12	15	8	1	0
高齢化問題	19	27.5%	6	9	5	2	0
流通・販売	19	27.5%	8	8	2	2	0
地域ブランド育成	19	27.5%	5	8	7	1	0
外国産野菜増加	16	23.2%	5	11	1	0	0
安心安全取り組み	13	18.8%	0	5	7	0	0
労働力確保	10	14.5%	1	3	5	0	0
農地問題	9	13.0%	2	5	2	0	0
環境景観	8	11.6%	1	3	4	0	0
その他	3	4.3%	0	1	1	0	0
無回答他	2	2.9%	0	1	1	0	0
トレーサビリティ	1	1.4%	0	0	1	0	0
回答者合計	69		50	85	54	8	0

図 2-9



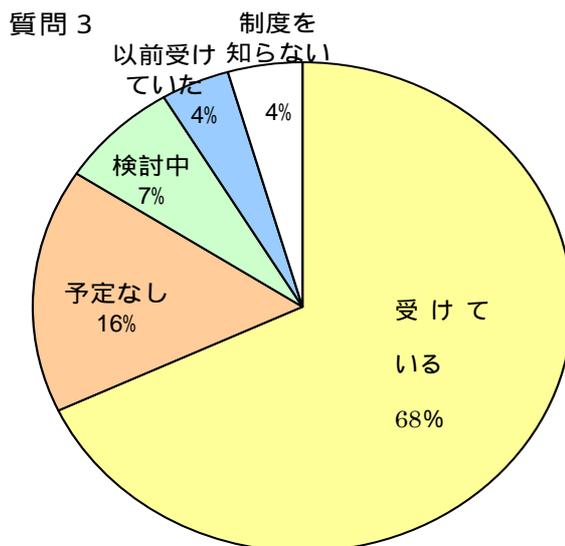
質問3 認定農業者の認定を受けているか

- ・ 68.1%の人が認定農業者の認定を受けている。
- ・ 北海道全体における H17 年 3 月調査の認定農業者の割合は 60.5%であったことから、今回のアンケートに回答いただいた農業者については、認定農業者の割合が約 8%上回っていた。
- ・ アンケートの結果から、認定農業者の制度について農業者に浸透していることが伺えた。

表 2-10 認定農業者の認定の有無

区 分	回 答 数	比 率
受 け て いる	47	68.1%
予 定 な し	11	15.9%
検 討 中	5	7.2%
以 前 受 け て いた	3	4.3%
制 度 を 知 ら な い	3	4.3%
合 計	69	100%

図 2-10



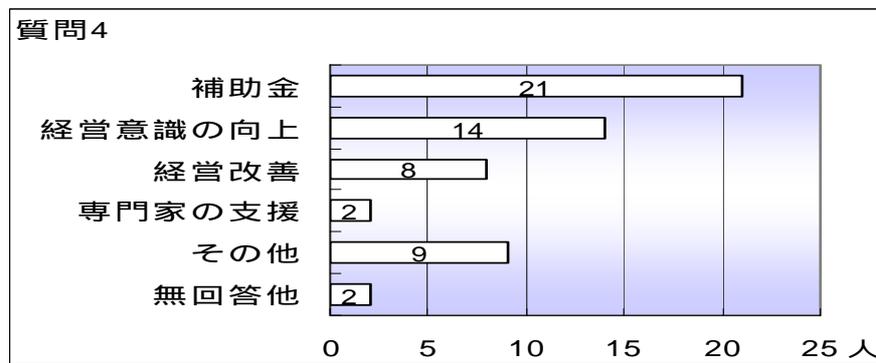
質問4 認定を受けていることの効果（複数回答）

- ・ 認定の効果については「補助金の獲得」がもっとも多く 44.7%の人が回答をしている。
- ・ 次いで「経営に対する意識の向上」をあげる人が 29.8%存在した。
- ・ その他の項目の中で、「他人資本の参入」、「効果はない」があった。特に「効果はない」と
- ・ その他の項目の中で、「他人資本の参入」、「効果はない」があった。特に「効果はない」と回答した人が 5 人（7.2%）いた。

表 2-11 認定農業者認定の効果

区分	回答数	比率
補助金	21	44.7%
経営意識の向上	14	29.8%
経営改善	8	17.0%
専門家の支援	2	4.3%
その他	9	19.1%
無回答他	2	4.3%
回答者合計	47	

図 2-11



質問 5 認定農業者の認定を受けていない理由

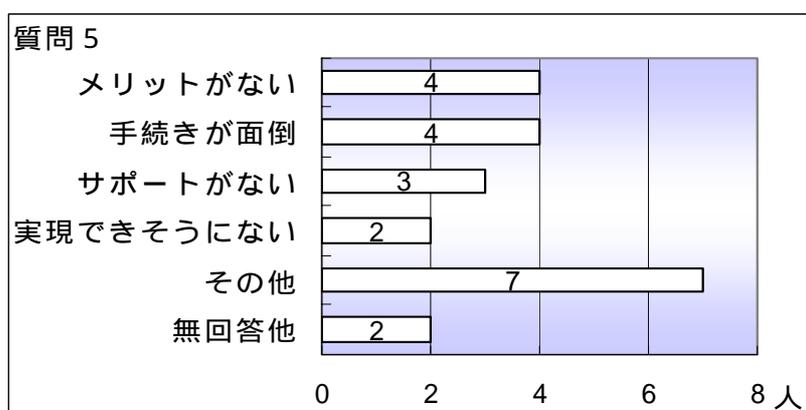
(質問 5 は質問 3 で と回答した人のみ集計した。)

- ・ 「その他」の回答が一番多く、「認定資格がない」「必要がない」「制度を知らない」などがあつた。
- ・ 次に比率の高い項目は「手続きが面倒」であり、50代1人、40代1人、30代2人と若手経営者に多い傾向が伺えた。
- ・ メリットがないと回答したのは50代の4人であつた。
- ・ サポートがないと回答したのは50代2人、40代1人であつた。

表 2-12 認定農業者認定を受けない理由

区分	回答数	比率
その他	7	31.8%
手続きが面倒	4	18.2%
メリットがない	4	18.2%
サポートがない	3	13.6%
無回答他	2	9.1%
実現できそうにない	2	9.1%
合計	22	

図 2-12



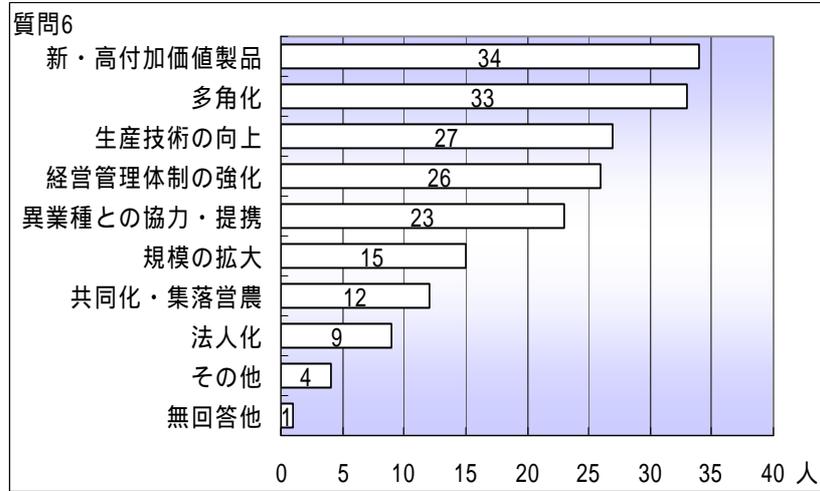
質問 6 農業経営の改善方策（3つまで）

- ・ 農業経営の改善方法として「新商品・高付加価値化への取り組み」を上げる人が多く 49.3%であった。
- ・ 次いで「加工販売などの多角化」・「生産技術の向上」が上位を占め、生産における技術や、付加価値化に関心が高いことが伺えた。
- ・ 「共同化、集落営農」と回答した人は 12 名であり、年代では 40 代と 50 代であった。

表 2-13 農業経営の改善方策

区分	回答数	比率
新・高付加価値製品	34	49.3%
多角化	33	47.8%
生産技術の向上	27	39.1%
経営管理体制の強化	26	37.7%
異業種との協力・提携	23	33.3%
規模の拡大	15	21.7%
共同化・集落営農	12	17.4%
法人化	9	13.0%
その他	4	5.8%
無回答他	1	1.4%
回答者合計	69	

図 2-13



質問7 共同化のために重要なこと

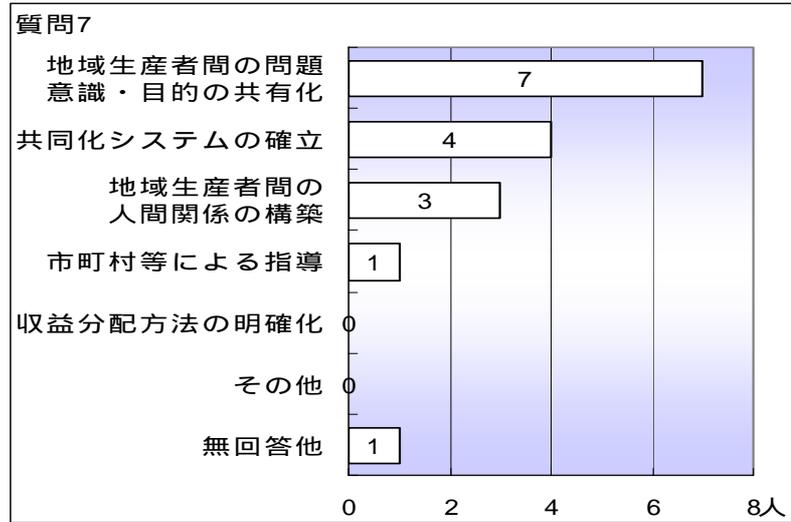
(質問7は質問6で と回答した人のみ集計した。*複数回答)

- ・ 共同化のために重要なことについては、「地域生産者間の問題意識・目的の共有化」が最も多く、12人中7人が回答し、構成比で58.3%となった。
- ・ 次いで「共同化システムの確立」が4人で33.3%となった。

表 2-14 共同化のために重要なこと

区分	回答数	比率
地域生産者間の問題意識・目的の共有化	7	58.3%
共同化システムの確立	4	33.3%
地域生産者間の人間関係の構築	3	25.0%
無回答他	1	8.3%
市町村等による指導	1	8.3%
収益分配方法の明確化	0	0.0%
その他	0	0.0%
回答者合計	12	

図 2-14



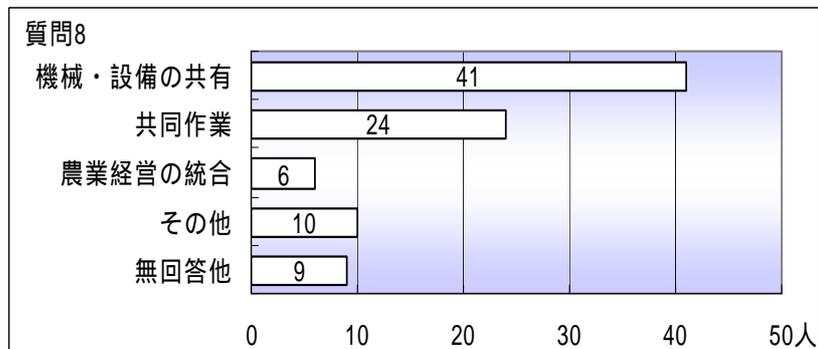
質問8 地域における現在の協力体制（複数回答）

- ・ 地域における現在の協力体制については、「機械・設備の共有」が最も多く、41人が回答し、構成比で59.4%であった。
- ・ 次いで「共同作業」を挙げる人が多く24人で34.8%であった。

表 2-15 地域における現在の協力体制

区分	回答数	比率
機械・設備の共有	41	59.4%
共同作業	24	34.8%
その他	10	14.5%
農業経営の統合	6	8.7%
無回答他	9	13.0%
回答者合計	69	

図 2-15



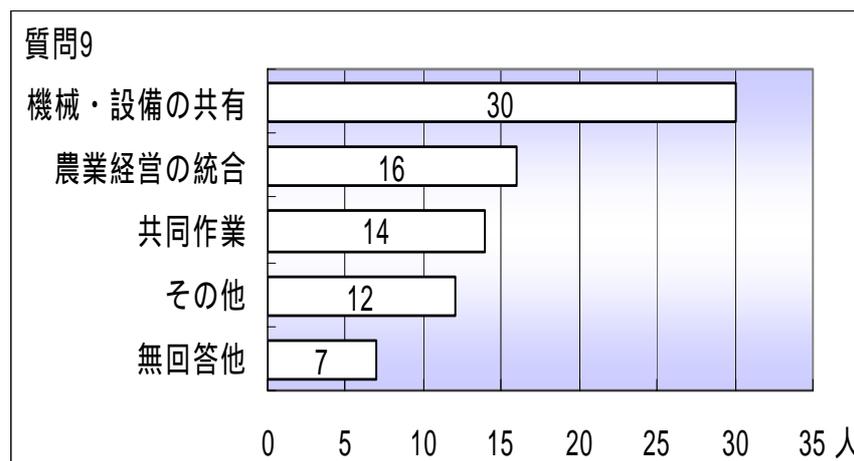
質問9 地域で期待される協力体制（複数回答）

- ・ 実現を期待する協力体制については、現在の協力体制で最も多かった「機械・設備の共有」が同様にもっとも多く、回答数 30 人で 43.5%となった。
- ・ 次いで「農業経営の統合」が 16 人で 23.2%となり、現在の協力体制における「共同作業」を上回った。このことから、「農業経営の統合」について、実現が期待されていることが伺える。

表 2-16 地域で期待される協力体制

区分	回答数	比率
機械・設備の共有	30	43.5%
農業経営の統合	16	23.2%
共同作業	14	20.3%
その他	12	17.4%
無回答他	7	10.1%
回答者合計	69	

図 2-16



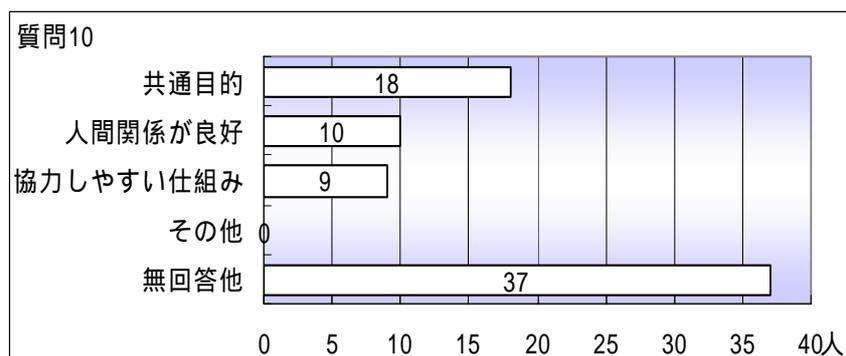
質問10 地域の協力体制がうまくいっている理由について回答いただいた。（*複数回答）

- ・ 地域の協力体制がうまくいっている理由については、「共通目的をもっている」が 18 人で 26.1%と最も多い結果となった。
- ・ 無回答が過半数以上の 37 人で 53.7%となっており、地域の協力体制がうまくいっていると認識している人が少ないといえる。

表 2-17 地域の協力体制がうまくいっている理由

区分	回答数	比率
共通目的がある	18	26.1%
人間関係が良好	10	14.5%
協力しやすい仕組み	9	13.0%
その他	0	0.0%
無回答他	37	53.6%
回答者合計	69	

図 2-17



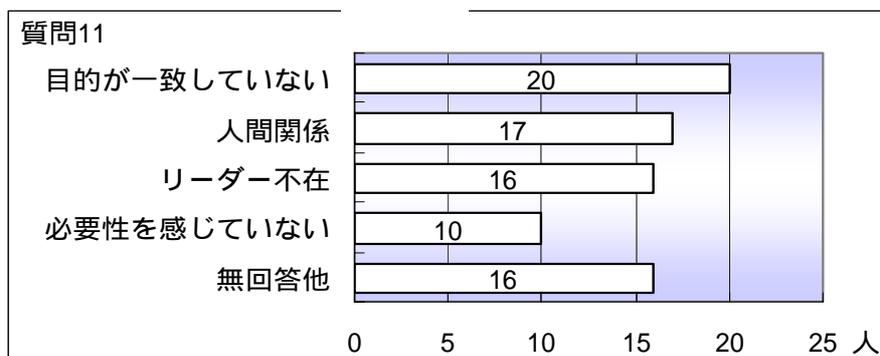
質問 1 1 地域の協力体制をつくるうえでの障害（複数回答）

- ・ 地域の協力体制をつくるうえでの障害については、「目的が一致していない」が最も多く、20人で29%となった。次いで、「人間関係の不良」の回答が17人で24.6%であった。

表 2-18 地域の協力体制をつくる上での障害

区分	回答数	比率
目的が一致していない	20	29.0%
人間関係	17	24.6%
無回答他	16	23.2%
リーダー不在	16	23.2%
必要性を感じていない	10	14.5%
回答者合計	69	

図 2-18



質問 1 2 地域の協力体制の障害を解決する有効策（自由記入）

有効策については自由記入であり、以下のように、人と組織についての解決策、設備・カネについての解決策、制度・仕組みについての解決策の回答があった。

<p>人・組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農協組合長はワンマン的で年齢的にも現在の農業にもっと発想の転換が必要であるという点に気付くべきである。また職員教育を徹底することが重要である。 ・普段のはなしあい最も重要である。 ・若い後継世代に対して情勢対応力のある経営構築が近々の課題と認識を持たせることが必要である。
<p>設備・金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道、町、国の補助金の増加が必要である。 ・機械の利用料はきちんと面積を計り互いに共同の意識をもつことが重要である。 ・農振地区と農振外地区が混在しているので目的も考え方も大きな差が生じている。 ・定住型農園の推進、都市との交流施設の造成建設が必要である。
<p>制度・仕組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5年後 10年後必要となるサポート体制の説明が必要である。 ・点在する土地を集合する為、土地の譲り合い又、交換等をする時に、行政も間に入り、地域の人たちが満足のできる形態を造ればよい。 ・野菜生産者でクリーン農産物認定の取組みを始めている。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営形態、年齢の差など考えに違いが有り、有効策をみつけるのは難しいのが実態である。 ・新規就農者等が入って来て地域の体制他がだんだんおかしくなっている。

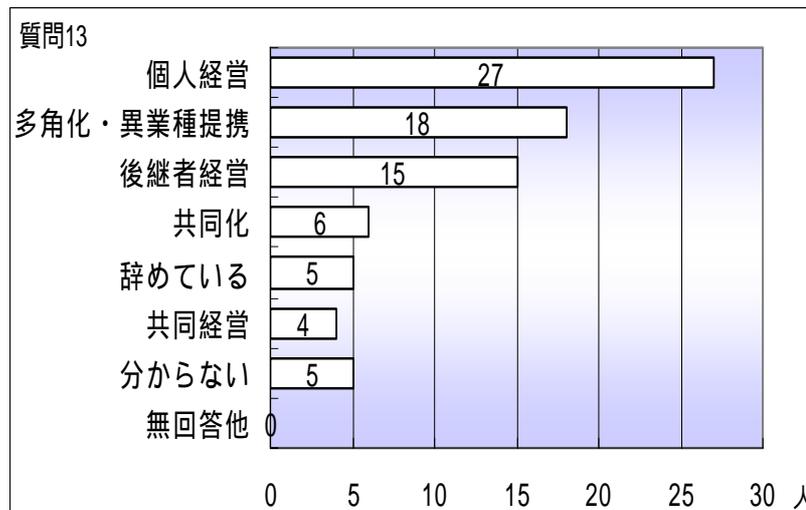
質問13 5年後の農業経営（複数回答）

- ・ 5年後の自身の農業経営については、「現在と同じ個人経営」の回答が27人で39.1%と最も多く、現状維持の可能性が高いことを示唆した。
- ・ 次いで、「多角化・異業種連携」が18人で26.1%、「後継者の経営」が15人で21.7%と上位を占めた。
- ・ 辞めていると回答した人は5人で7.2%と少数であった。

表 2-19 5年後の農業経営について

区分	回答数	比率
個人経営	27	39.1%
多角化・異業種連携	18	26.1%
後継者経営	15	21.7%
共同化	6	8.7%
分からない	5	7.2%
辞めている	5	7.2%
共同経営	4	5.8%
無回答他	0	0.0%
回答者合計	69	

図 2-19



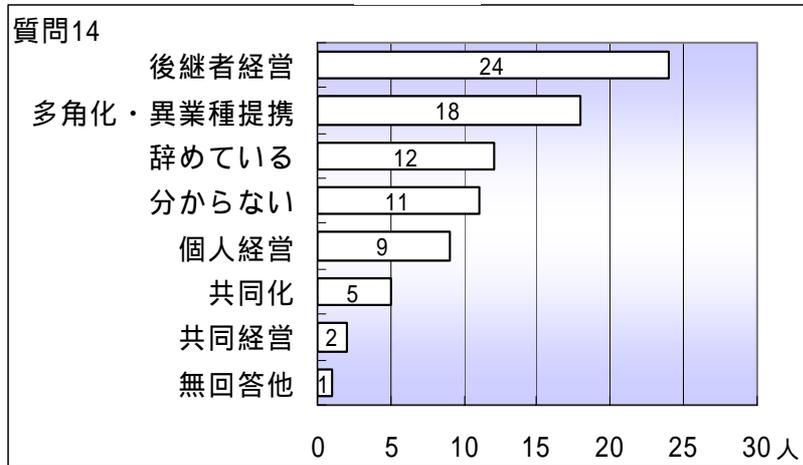
質問14 20年後の農業経営（複数回答）

- ・ 20年後の自身の農業経営については、「後継者の経営」が24人で34.8%と最も多く、5年後と比較して大幅に増加した。
- ・ 5年後と比較して、個人経営が9人で、13%と大幅に減少し、このことから自分の世代は現状の個人経営のままであるが、後継者の経営については、多角化・異業種間連携等も進めてもらいたいとの願望も感じ取れる。

表 2-20 20 年後の農業経営について

区分	回答数	比率
後継者経営	24	34.8%
多角化・異業種提携	18	26.1%
辞めている	12	17.4%
分からない	11	15.9%
個人経営	9	13.0%
共同化	5	7.2%
共同経営	2	2.9%
無回答他	1	1.4%
回答者合計	69	

図 2-20



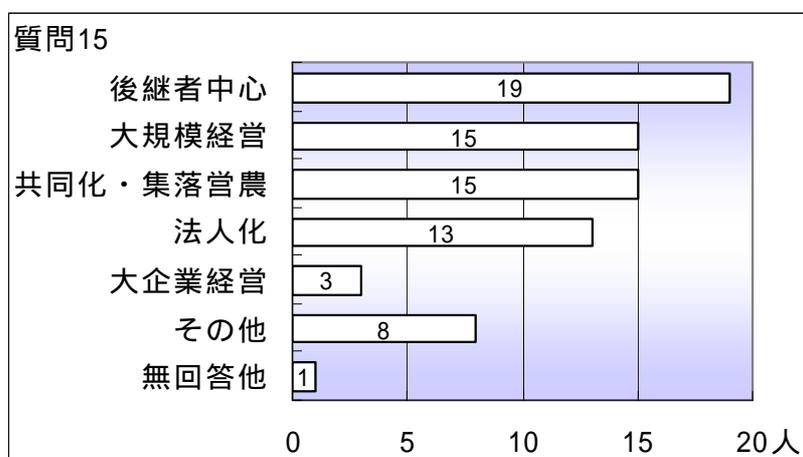
質問15 今後、地域における農業経営のあるべき姿（複数回答）

- ・ 今後の農業経営のあるべき姿については、「後継者中心の経営」の回答が 19 人で 27.5%と最も多く、次いで「共同化・集落営農」、「大規模経営」が 15 人で 21.7%となった。
- ・ この結果から地域における農業のあるべき姿として、後継者を中心とした共同化や集落営農での規模の拡大や効率的な経営を志向していることが伺える。

表 2-21 今後の地域における農業経営のあるべき姿

区分	回答数	比率
後継者中心	19	27.5%
共同化・集落営農	15	21.7%
大規模経営	15	21.7%
法人化	13	18.8%
大企業経営	3	4.3%
その他	8	11.6%
無回答他	1	1.4%
回答者合計	69	

図 2-21



質問 2 1 農業についての意見（自由記入）

農業全般についての意見として、多くの回答があった。

内容については以下の通りであるが、経営困難な状況における支援のあり方や、今後の農業のあるべき姿等についても多くの意見が寄せられている。

農 業 経 営 全 般	政治や JA に頼らない自立した農業・農家の育成が必要であり、また、その様な経営でありたい。 (30代 道北)
	安全でおいしい野菜がもっと労力がかからず作れる技術開発と消費者への教育が必要である。 (50代 道北)
	今の農業経営にもとめられるものは農魂商才、経営マインドや経営システムなど先行している異業種、異分野から学ぶべきである。大地を抛り所にしていただけに上記の能力が身につけば成長産業として期待大である。(50代 道北)
	再生産可能な米作り（米価）が実現できなければ農業地帯はゴースタウンになってしまう。 (50代 道央)
	村、町、市、北海道を守るための第一歩が1次産業（農業の大事な所）だと思う。 (40代 道東)
	現在の農産物の価格（米・麦・大豆など）では農業は続けられない。(50代 道央)
	農業のあるべき姿を原点にかえて模索する必要がある。(70代 道東)
労 働 力 の 確 保	農業の経験をしたい若者を受け入れ、農業を引き継ぐか、町へ戻っても農業を応援してくれる人材を育てるため、受け入れる農家を補助してほしい。(40代 道東)
	どんな職業も大差はないのかとも思うが、農家に対する評価があまりにも低すぎるので近々やめたいと考える。(50代 道北)
	農業者の若返りと経済的地位の向上が必要である。(60代 道央)
組 織	この地域については農業者の長期にわたる負債、金融の引き締めで離農者が増え、遊休農地が増えているのが現状である。これからの土地改良を進めて農業の再生に全力で取り組みたい。 (50代 道東)
	企業経営を目指したい。(40代 道央)
	あまり法人化が進むことは望まない。小規模でも自由に経営できるのが農業自営のよさである。 (50代 道東)
	離農が多く地域会社の成立が難しくなっている。条件付での株式会社による農業参入をもっと開放しても良いと思う。(40代 道北)

組	今、法人化して2年目だが経営はきびしい。価格の低下が要因。所得補償制度が機能しなければ地域の崩壊が訪れる。(40代 道央)
織	各農業者が集合地で生産できることが望ましいが、なかなか小土地所有が多く、高齢化に伴い放置状態になりつつある土地を何とかまとまった土地利用ができればよいと思っている。
・	
規	(50代 道南)
模	大規模化は新規就農者を育てない。道産品は道民が食卓に日常的に載せるのが当然だが、北海道ブランドは本州を向きすぎている。(50代 道北)
施	もっと経営者能力を高める指導勉強会が必要である。(40代 道南)
策	国が農業(食料の自給)を大事に考えるなら個人、共同会社組織に関係なく、産業として成り立つ抜本的な施策をなすべきである。(70代 道央)
そ	新規従農して5年になるが、新人農家に対するバックアップがなっていない。口でいろいろ道
の	や町も言っているが現場での体制はひどいものでありなんとかしてほしい。(40代 道央)
他	農業をしていない人たちの考えが重要である。(50代 道東)

4. 調査結果の考察

(1) 農業経営について

アンケートの結果から、地域および北海道における最大の課題は「適正利益の確保」であるとの回答が最も多かった。これは、市場での外国産農産物との価格競争の激化、飼料や燃料の値上がり、補助金の大規模農家および法人への絞込み、自然災害による減収など様々な要因により、北海道農業の経営環境が厳しさを増していることが原因と思われる、農産物の高付加価値化や集落営農や法人化による経営効率の向上が必要であるといえる。

地域における課題と北海道における課題を比較すると、「適正利益の確保」と「高齢化」、「労働力の確保」については地域における課題とした回答が多く、経済性、労働面について生産者がより身近な課題として実感しているといえる。一方、「地域ブランドの育成」と「安全・安心への取組」については北海道における課題とした回答が多く、地域単独でのブランド育成が困難であり、北海道ブランドに期待している生産者が多いこと、地域単独での安全・安心への取組は高い効果が得られないことが原因といえる。

(2) 認定農業者について

平成5年に制度が始まって以来12年が経過し、認定農業者の認定を受けている回答は68%と制度自体は浸透していることがわかった。しかし、「補助金の獲得」のために認定を受けているケ

ースが 45%と最も高く、「経営意識の向上」や「経営状態の改善」につながったとした回答は、それぞれ 30%、17%と低かった。今後の課題は、認定農業者制度を浸透させることではなく、農業経営改善計画（5年後の経営目標）をいかに実現させていくのかであるといえる。

（3）農業経営の改善方策

農業経営の改善方策としては「新商品・高付加価値化への取組」が 49%と最も多かった。米や野菜の消費量が長期減少傾向にあり、全国の中央卸売市場の野菜平均卸値が1キロ 180円台と15年前に比べ約2割下がっていることが主な原因であるといえる。収益面では「生産技術の向上」が 39%、「経営管理体制の強化」が 38%と多かった。また、経営戦略面では「加工・販売などの多角化」が 48%と高く、「異業種との協力・提携」が 33%と続いている。

（4）地域の協力体制

現在地域で行っている協力体制は「機械・設備の共有」が 59%、「共同作業」が 35%となっているが、今後期待される協力体制ではそれぞれ 44%、20%と低下している。一方、今後「農業経営の統合」を期待するとした回答が 23%と「共同作業」を上回った。また、協力体制がうまくいっている理由、協力体制づくりの障害となっている要因ともに「共通目的」が最も多く、「人間関係」が続いていることから、今後協力体制を構築し継続させるためには「明確な共通目的」を達成するための「組織づくり」が重要であるといえる。

（5）農業経営の将来像

5年後の経営については「現在と同じ個人経営をしている」とした回答が 39%、「後継者が中心となって経営している」とした回答が 22%で家族単位での経営が 61%となっているが、20年後の経営については、それぞれ 13%、35%、家族単位合計で 48%まで低下している。また、後継者不在で「辞めている」とした回答と「分からない」とした回答が5年後は 14%だが、20年後は 33%となっている。一方、今後の地域における農業経営のあるべき姿では、「後継者が中心となって経営している」とした回答が 28%と最も多かったが、「共同化・集落営農が進んでいる」、「少数の農家に集約し、大規模経営をしている」、「法人化が進んでいる」など、経営形態の変更を必要とした回答も合計で 67%と多くなっている。

（6）課題の抽出

以上の点から北海道農業の課題は「適正利益の確保」や「多角化」等の収益力の向上に関する事項、「高齢化対策」や「後継者の確保」等の労働力に関する事項、「集落営農」や「法人化」等の組織化・協力体制の確立、経営形態の見直しに関する事項に大きく分けることができる。

第3章 経営改善に向けた方向性

1. 収益力の向上

(1) 多角化

米や野菜の消費量が長期的に減少し卸売価格も低下傾向にあるなか、多角化に取り組んでいる生産者がいる。多角化にはいくつかの手段があるが、代表的なものに農協を經由しない販売方法の開拓、生産物を利用した加工品の製造、ファームインや農家レストランの経営などがある。

販売経路の開拓は、インターネットや通信販売による消費者への販売、大手小売店やレストランへの直接納入、直売店の経営などを行うケースが多い。

成功したケース

S農産(江別市)はホームページを開設し農産物をインターネット販売しているほか、東京の北海道どさんこプラザに出店、消費者に直接売り込み成果を上げている。土づくりからこだわった減肥・減農薬栽培の有機質主体の野菜は評判となっており、新聞や雑誌などにも数多く掲載されるなど、パブリシティもうまく活用している。また、運営は農作業、受注作業、発送作業などを5人でうまく分担することにより大量の注文を捌いている。消費者のニーズを的確に掴み、経営計画を立てて実行できていることが成功している理由である。

また、同じ江別市にあるJA道央のっぼろ野菜直売所は、地元の農家約170戸が毎朝収穫した季節の野菜を出荷し、その日のうちに販売している。朝採りの新鮮さ、品揃えの多さが人気となり平成17年度は過去最高の8,529万円の販売額を記録した。交通量の多い道道江別恵庭線沿いに位置し、札幌からも近いこともあり、来店客は年間8万人を超えるまでになっている。

図3-1 JA道央のっぼろ野菜直売所



加工品の製造には、酪農を営む生産者がハムやソーセージ、チーズ等を製造するケースや、野菜や果物の生産者がジュース等を製造するケースが多く見受けられる。

成功したケース

酪農を営むTファーム(興部町)では、こだわりの新鮮な牛乳を使い自家製のチーズを製造している。チーズは「ALL JAPANチーズコンテスト」で優秀賞を受賞している。牧場内のチーズ工房、インターネット、東京の北海道どさんこプラザでの販売のほか、札幌や東京のレストランなどへも卸している。また、農林水産省「地域に根ざした食育コンクール」で優良賞、全国環境保全型農業推進コンクール」で優秀賞を受賞するなど、北海道の農業に大きく貢献している。

ファームインは収益性よりも消費者の農業体験の一環として農業への理解を深めてもらうことに重点を置いたケースが多い。一方、農家レストランの経営は収益性にも重点が置かれているケースが多い。

成功したケース

レストランM(足寄町)は平成6年、地元の農家7戸が共同出資し開業した農家レストランである。地元産の食材にこだわり、エゾシカ肉の料理やワランブキなどを使った山菜ごはん、足寄牛のソーセージなどを提供している。売上は6ヶ月営業で約900万円をあげている。また、地元の農家主婦グループや高齢者グループの手づくりドライフラワーや木工品を販売するなど、地域の情報交流の場としての役割も果たしている。

カナディアン風ログハウスで営業する農家レストランH(長沼町)は平成7年、地産地消をモットーに開業し、長沼産の食材を主体に全て手づくりの料理を提供している。札幌からの客をメインに年間5万人の入客数、6,000万円の売上げを達成している。

しかし、全ての生産者に多角化が有効といえるわけではない。高齢者の中にはパソコンの操作や接客が苦手な人が多く、また、消費地からは遠距離であったり、製造・加工技術を持っていない生産者も多く、そのような生産者は集落営農や法人化などにより経営規模を拡大した上で役割を分担し、組織として多角化を実現するほうが有効である。

(2) 高付加価値化への取組

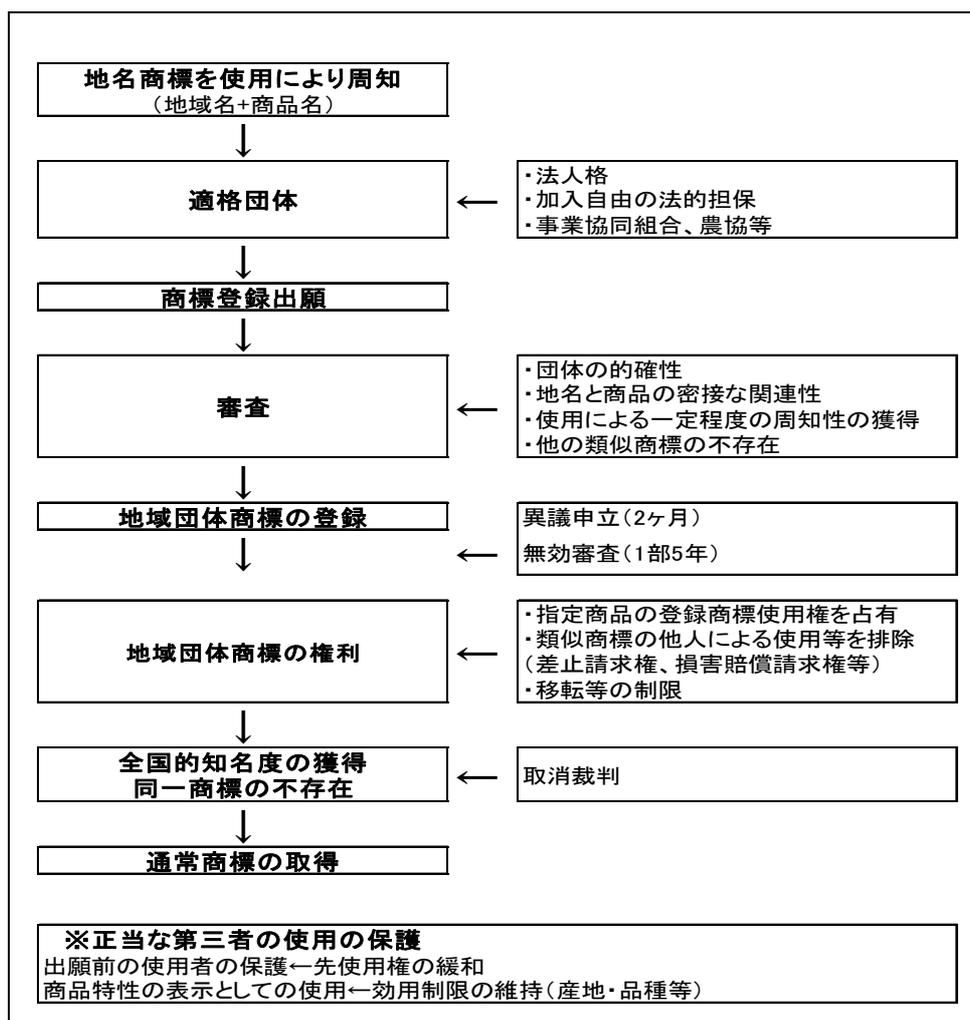
高付加価値化への取組みとしては、有機農業やブランド戦略などがある。

現在、有機農業に取り組んでいる生産者は北海道内に約300件存在し、微増傾向にある。平成15

年度に道農政部が実施した有機農業の実態調査報告書によると、有機農業への取組みの動機・目的は「安全・安心な農産物の供給」とした回答が圧倒的に多く、「環境保全のため」、「自分の健康のため」が続いている。また、有機農業に取組んだ結果、経営面で「良好になった」が約4割、「変化なし」が約半数となっており、適正利益の確保には一定の効果があるといえる。しかし、認証手続きが煩雑であること、一般の栽培に比べより多くの労働力を必要とすること、販路を独自に開拓する必要があるなど生産者にとっての負担も大きい。これからは、有機農業というだけでなく、規模の拡大や技術の向上による収量・品質の向上、組織化による安定供給体制の構築なども必要といえる。

ブランド戦略には地域ブランド戦略、品種のブランド化などがある。地域ブランド戦略は一定の地域内において、地域の事業者が協力し、統一ブランドを用いて、その地域と何らかの関連性を有する特定の商品の提供を行い、他地域の商品と差別化を図って、商品やサービスの付加価値の向上を目指す戦略であり、夕張メロンなどがある有名である。平成18年4月から始まる地域団体商標制度も差別化・ブランド戦略に有効である。

図3-2 地域団体商標の概要



品種のブランド化については、販路や知名度を確立すれば一般の価格より高値で取引されることが多かったが、大田市場で扱うトマトには数え切れないほどのブランドが存在し、フルーフトマトだけでも 15 種類以上存在するなどブランドが乱立状態となり、ブランドが収益力の確保に直結するとはいえなくなっている。

その他、特殊な栽培方法をブランド化する動きもある。

成功したケース

H社(札幌市)は特殊な栽培方法によるブランド化を行い成功している。この栽培方法は、植物の成長過程で作られるクエン酸やアミノ酸などを、根だけではなく葉面から効率よく吸収させる方法で、主に道内の生産者に肥料の提供と栽培の指導を行っている。

この栽培方法による生産物は、産地や品種を問わず独自のブランド名で統一されており、全体的に食味に優れ栄養価も高いことから店頭でも高値が付いている。生産者は販売単価の向上と同時に収量の向上も可能で、収益面で高い効果をあげている。

2. 労働力の確保

(1) 後継者の確保・育成

道内では毎年 2,000 人を越える生産者が離農しているが、新規就農者は近年増加傾向にあるものの、毎年 700 人前後にとどまっている。北海道開発局の農業経営の意向に関するアンケート調査でも、「後継者がいない」または「未定」と回答した割合が約 8 割にのぼり、後継者の確保が大きな課題となっている。特に回答者を 65 歳以上に絞ってみると、「後継者がいない」または「未定」と回答した割合が約 9 割で後継者難の深刻であることがわかる。

図 3-3 後継者の有無(全体)

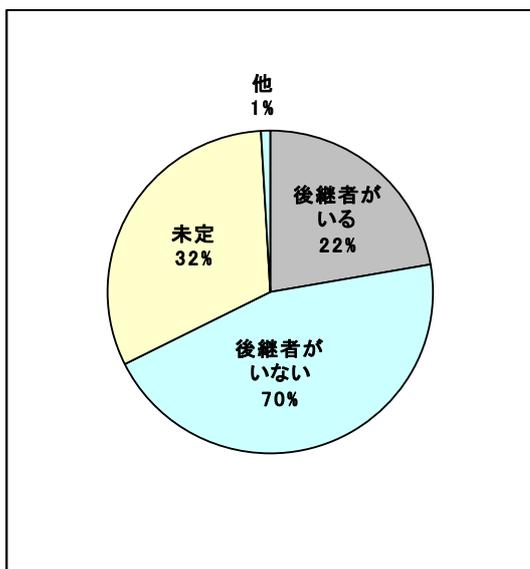
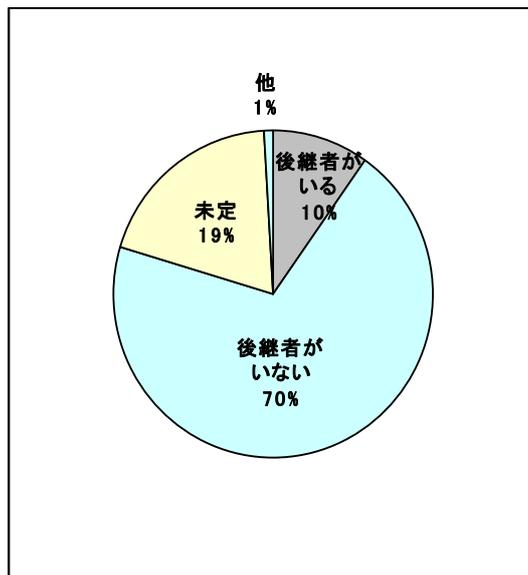


図 3-4 後継者の有無(65歳以上)



後継者が確保できない主な理由は、農業所得が給与所得に比べ低く安定していないこと、休日や休暇などの時間が自由にならないことがあげられ、集落営農や法人化による収益面、労働条件面の改善が有効であるといえる。

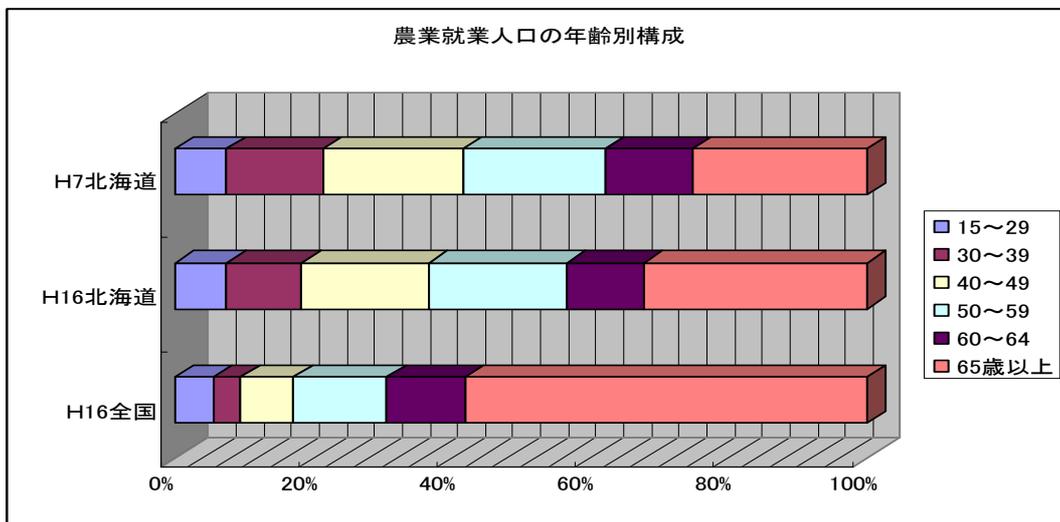
また、平成 17 年 9 月の農業経営基盤強化促進法などの改正により、NPO 法人も農地を借りることが可能となり、新たな担い手候補として期待されている。

札幌市主催の市民向け農業講座「さっぽろ農学校」の修了生が農業への参入を目指す NPO 法人を設立する。農業への参入は、農地確保の資金づくりや農作業の負担など壁が厚い。設立する NPO 法人は、20 名以上で資金や農作業を分担し、栽培した野菜はイベントなどで販売する。札幌市農業委員会は今後 NPO 法人が農業の新たな担い手になることやメンバーから新規就農者ができることを期待している。

(2) 高齢者対策

高齢化については全国平均と比較すると高齢化の進展は遅いものの、平成 7 年と比較すると確実に高齢化が進展しており、この傾向は当面続くものと予想されている。

図 3-5 農業就農人口の年齢別構成比



「北海道の農業」より

高齢者は体力の低下による作業中の事故の増加や、怪我や病気からの回復により時間がかかることが予想されるため、より安全や健康に配慮した作業環境の整備、軽労化・省力化を図る必要がある。個々の生産者での対応には限界があれば、地域での集落営農や法人化により分業体制を

敷くことも有効である。

(3) 株式会社の農業参入

平成12年の農地法改正により株式会社形態の農業生産法人が認められたのに続き、平成15年4月から「構造改革特区」において、株式会社等が農地のリース方式によって農業に参入することが認められた。さらに、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、平成17年9月からは特区だけではなく、全国的に株式会社による農地のリース方式による農業参入が可能となった。

新たな制度では、市町村自らが、農地の相当部分が遊休化したり、今後遊休化するおそれがある地域のうちから、農業生産法人以外の法人に対して農地の貸付けを行うことができる区域を設定し、市町村等と農地を借受けようとする法人が、きちんと農業を行う旨の協定を締結し、市町村等が農地の貸付けを行う。仮に、農地を借受けた法人が協定に違反してきちんと農業を継続しなかった場合には、リース契約を解除することができる仕組みとなっている。

農林水産省関係分野の特区認定件数は平成17年5月現在133件、そのうち農業生産法人以外の法人による農業経営は71件(107法人)と最も多い。

表3-1 農業経営に参入している法人の状況(平成17年5月1日現在)

1.組織形態・業種別

		組織形態別			業種別		
		株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
営農を開始した法人数	107	53	28	26	35	29	43
構成比	100.0%	49.5%	26.2%	24.3%	32.7%	27.1%	40.2%

2.作物別

		米麦	そ菜	果樹	畜産	花き	工芸作物	複合
営農を開始した法人数	107	22	36	20	5	3	3	18
構成比	100.0%	20.6%	33.6%	18.7%	4.7%	2.8%	2.8%	16.8%

107法人の中で、株式会社・有限会社による参入は81社。そのうち35社を建設業が占めている。参入のパターンは、建設業は余剰労働力の有効活用を図るため、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入したもの、食品産業が、高品質原料を安定的に確保するため参入したもの、NPO法人が農業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農しているものが多い。

市町村、普及所、農業委員会、JAが技術面等でこれらを支えていくという意向を示しており、地元では、周辺の農業への支障は生じておらず、きちんと農業をやってくれていると評価されているものが多い。

しかしながら、建設業からの参入動機には、公共事業の減少による“生き残るための農業参入”

のケースが多く、十分な戦略がなく、結果的に撤退する企業も少なくない。

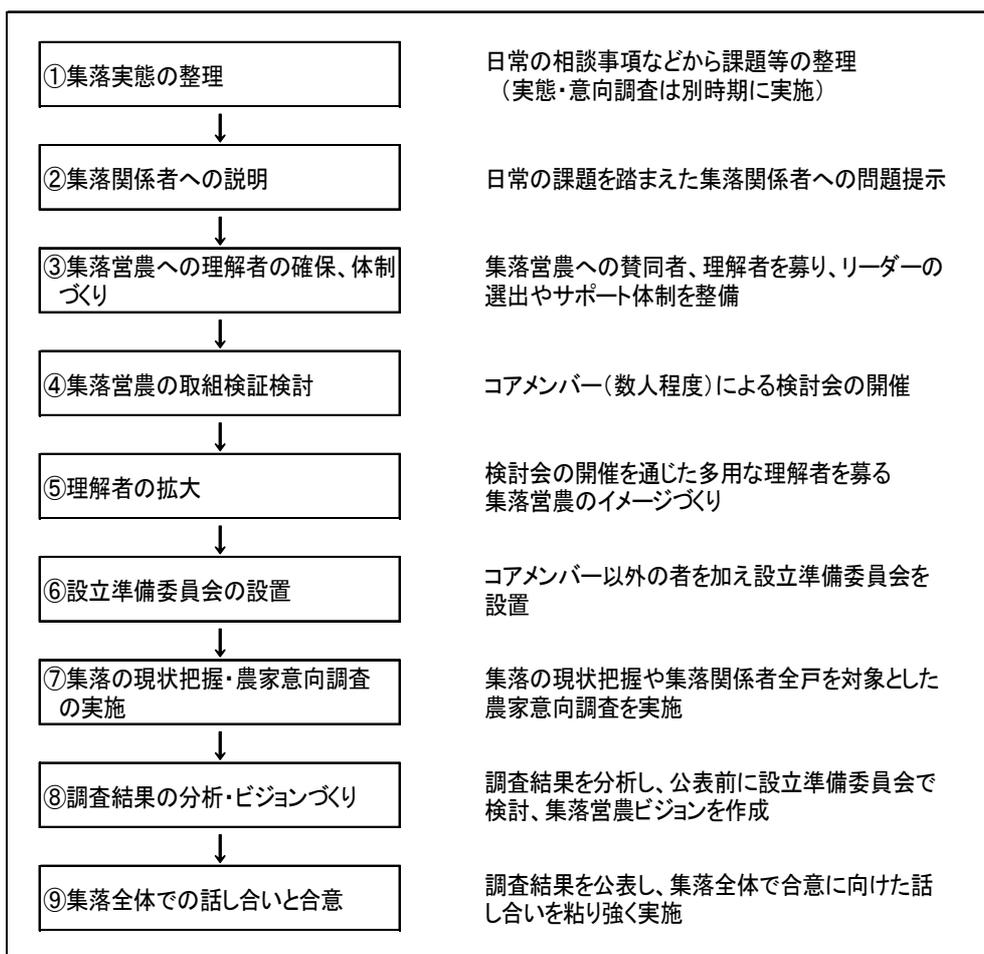
北海道の建設業が農業に参入する際には、農業での収益を期待するだけでなく、加工・販売を含めた多角化農業経営による収益拡大を目指すことも重要である。

3. 経営形態の見直し

(1) 集落営農

これまでは北海道の農業経営には馴染まないと言われてきた集落営農だが、今後は農業の規模の拡大により農業経営の効率化を促し、国際競争力を高めることを目的とした「経営所得安定対策等大綱」の決定により、国による農業助成が大規模農家および農業法人など担い手に絞られることとなる。対象となる作物は米、麦、大豆、テンサイ、でんぷん用のジャガイモで、北海道では10ヘクタール以上の耕作面積がなければ助成対象とならず、この条件を満たさない農家は集落営農や法人化への転換を目指すこととなる。

図 3-6 集落営農の立ち上げ手順



農林水産省HP「農業経営の法人化」

また、助成金の獲得以外にも集落営農には以下のような効果が期待されている。

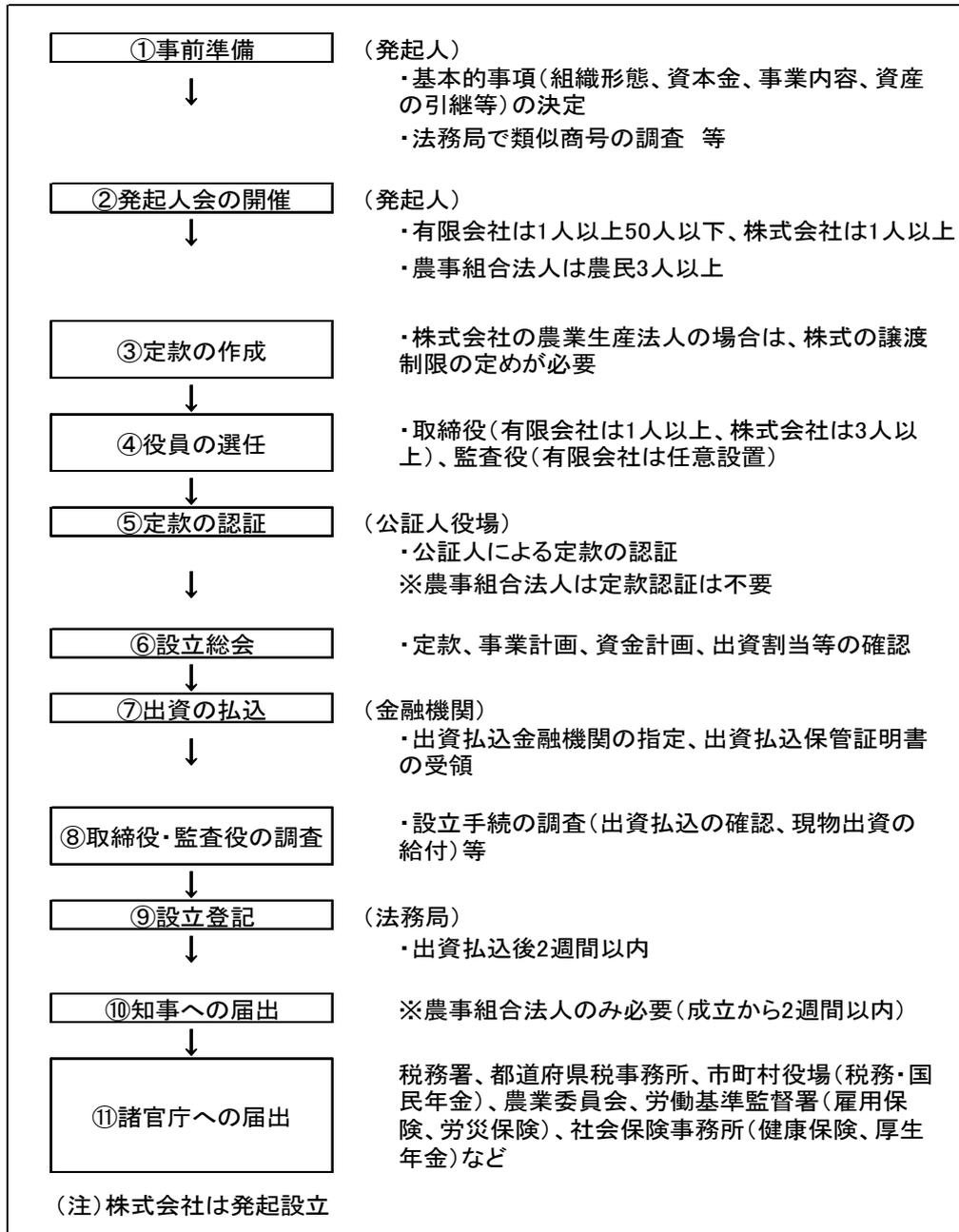
・大規模機械の導入により、機械作業が省力化され作業能率が向上する
・機械・施設の共同利用により農業生産コストの低減が図られ所得が向上する
・オペレーターの作業により機械作業が均一化する
・栽培技術が統一され技術の個人差が解消され反収や品質が向上する
・農地の貸し借りや作業の委託が安心してできる
・作業の省力化により園芸や農産物加工などの複合経営が可能となる
・耕作放棄地の解消により耕地利用率が向上する
・生産性の高い魅力ある農業経営により後継者の育成確保が可能となる
・農村文化の継承や農村の景観保全等の取組を通じ集落コミュニティの活性化が図れる

(2) 法人化

集落営農を更に発展させた形態が法人化である。法人経営は新規就農者の受け皿として、初期負担なく農業経営や技術を習得できる機会を提供するほか、主なメリットとして以下のようなものがある。

・経営責任に対する自覚を促し、経営者としての意識改革を促進する
・家計と経営が分離され、どんぶり勘定からの脱却など、経営管理が徹底される
・財務諸表の作成の義務化により、金融機関や取引先等に対する対外信用力が向上する
・幅広い人材の確保により、多角化など経営の発展が期待できる
・社会保険・労働保険の適用により従事者の福利が増進する
・就業規則や給与制の実施により就業条件が明確化する
・意欲ある有能な後継者の確保による経営継承の円滑化が図れる
・役員報酬に対する給与所得控除の適用により、節税となる
・欠損金の繰越控除が個人の3年間から7年間に延長される
・農業経営基盤強化資金の貸付限度枠が拡大する

図 3-7 農業法人設立の手続き



農林水産省HP「農業経営の法人化」より

(3) LLPの活用

LLP (Limited Liability Partnership : 有限責任事業組合) は平成 17 年 8 月に創設された新たな形態で、出資者は出資額までしか責任を負わない有限責任制、出資者の出資比率と異なる柔軟な損益配分が可能な内部自治の柔軟性、法人税が課税されず、出資者に直接課税される構成員課税といった、株式会社と民法上の組合のメリットを併せ持った組織である。ただし、LLP 自体は権利能力を認められた法人ではないことから、複数の者が出資をして共同で営利事業を営

む契約をすることによって成立する、組合名義で対外法律行為（契約、財産・農地取得等）はできず、組合員が共同で行う、組合の意思決定は組合員の総意による、会計帳簿(複式簿記)、財務諸表の作成・保存等が義務付けられている、等の性格をもっている。

このLLPは、集落営農に活用できるだけでなく、農産物の加工・販売を始めるケース、食品産業等農業以外の者を参画させて共同事業として独立するケース、畜産業者と連携して飼料販売の共同事業を行うケースなどにも活用することができる。

また、担い手の要件を備えれば、支援の対象となる“担い手としての集落営農”となることも可能である。

図 3-8 LLPの特徴

	LLP	特定農業団体	民法組合
法人格	なし	なし	なし
課税	組合員課税	実態により課税	組合員課税
出資者の責任	有限	無限	無限
意思決定	原則全員一致	組合員の過半数	組合員の過半数
農地の所有	不可	不可	不可
財産	組合員全員の共有	組合員全員の共有	組合員全員の共有
登記の必要	あり	なし	なし

農林水産省HP「集落営農の組織化・法人化」より

第4章 行政による支援活動

1. 行政による支援活動

生産者の農業経営を側面から支援しているのが行政であり、条例や認証制度の制定、消費者に対する啓蒙活動などを行っている。生産者はこれらの制度や支援策を理解し、自らの農業経営の課題解決に有効活用することが望まれる。

2. 条例

(1) 農業・農村振興条例

平成9年4月に施行した「農業・農村振興条例」は、農業・農村を“将来に引き継いでいくべき道民の貴重な財産”と位置づけ、収益性の高い地域農業の確立、多様でゆとりある農業経営の促進などを基本的施策として掲げている。

道はこの条例に基づき、振興推進計画を策定、平成9年度～12年度の第1期振興推進計画は、魅力と活力のあふれた農業・農村の構築を目指した。また平成13年度～17年度の第2期振興推進計画では、北海道の農業・農村が安全・安心な食料の安定的な供給を通じた「国民の命を預る営み」として国民の期待にこたえるとともに、豊かな自然環境などうるおいとやすらぎに満ちた「真の豊かさを実現する場」として役割を果たしていくことを基本的な考えとしている。

(2) 北海道食の安心・安全条例

平成17年3月「北海道食の安心・安全条例」は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的として制定された。

3. 認証制度

(1) 北のクリーン農産物表示制度

平成12年2月「北のクリーン農産物表示制度」は、北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台として、農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的に道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して、技術導入前に比べて農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かり易く

表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールするために創設された。

平成 17 年 12 月現在の生産者の登録状況は、48 作物、延生産者数 9,479 戸となっている。

平成 16 年度の道民意識調査では、通常の農産物より「1 割程度割高でも購入する」と「それ以上割高でも購入する」を合わせた積極的な購入意向は 40%を超えている。一方、この表示制度である「YES! clean マーク」を見たことがあると回答した割合は 18%と低く、認知度の向上が今後の課題といえる。

(2) 道産食品独自認証制度

道内で生産された農林水産物、または主要な原材料に道産農林水産物を用いた加工食品については、平成 15 年のモデル事業の成果を踏まえ、16 年度から本格的に道産食品独自認証制度の運用が開始された。この制度は、衛生管理や食品添加物の使用等に関する基準を設定し、生産者のこだわりが生む食品の個性（商品特性）を一つ以上求め、最終的に消費者と専門家による官能検査（食味検査）を経て第三者機関が認定する。認証された食品には、道が定めた認証マークと、原料の原産地を表示する。それにより安全・安心で優れた品質の道産食品を消費者が安心して購入できることや海外にも通用する道産食品のブランド化を図ること等をめざしている。

16 年度はハム類のほか、ベーコン・ソーセージ類、日本酒、ナチュラルチーズ、熟成塩蔵さけ（山漬け）の認証基準を制定、平成 17 年 11 月 22 日現在、ハム類（ロースハム 7 点、ボンレスハム 7 点）、ベーコン類 4 点、ソーセージ類 2 点、日本酒 6 点、熟成塩蔵さけ 13 点、ナチュラルチーズ 3 点が認証されている。

また、平成 17 年 12 月 15 日には、新たにそば、みそ、いくら、アイスクリーム、ワインの 5 品目の認証基準が制定されている。

4. 消費者に対する啓蒙活動

(1) 愛食運動の展開

北海道は豊かな食が道民の身近なところで生産されるなど、地域で取れた食べ物を地域で消費する「地産地消」の取り組みに最も適している。地産地消を実践することで、道民は新鮮でおいしく、安全な食べ物を手にすることが出来ます。そして生産者にとっては、安定した販売先の確保や、地域の消費者ニーズに合った食材づくりを追求することによる販路の拡大等につながり、地域経済の活性化などが期待される。

道産農産物の道内消費の拡大を図るため、平成 9 年度から、道と農業団体、消費者団体からなる「北の大地のめぐみ愛食会議」も設置し、道産農産物の良さを理解し、もっと食べようという地産地消の考えにたった運動を展開している。

さらに15年から、北海道農業・農村の持続的発展を図るため、これまでの地産地消に加え、スローフード、食育の考えにたった、新たな食育運動を道民運動として進めようと、「北の大地のめぐみ愛食運動道民会議」を設置し、愛食運動が一層定着するよう、各種取組を展開している。

(2) 愛食の日

生産者は安全で品質の良い食物を作り、消費者は食生活を通じて生産者を支えるという、食を通じて強い絆で結ばれた関係の構築を目指し、道民参加型の「愛食の日」が制定され、それを軸に各種PR活動が実施されている。

16年、道は一般公募を基に、毎月第3土曜日と日曜日を「どどん食べよう道産DAY」に、キャッチフレーズを「おいしいですよ北海道」と決定し、基本となるロゴマークを設定した。この日は、地元の食材を買ったり、家族そろって楽しく味わいながら食事をするなどして、地元食材の良さを再認識し、食の大切さやあり方を見つめなおすことをねらいとしている。17年度は、地元の食材を使った「愛食弁当コンクール」と道が推進するクリーン農業、有機農業、独自認証制度による農産品、加工品を販売・展示する「愛食フェア」を実施した。

(3) スローフード運動

スローフード運動は1986年、イタリアの小さな町、ブラで生まれた「地域の伝統的で質の良い食べ物や生産者、食文化を大切にしよう」という運動で、現在世界各国に広がりつつある。北海道も14年7月に生産者や消費者、料理マスコミ関係者からなる「スローフード&フェアトレード研究会」が発足、健康的で豊かな道民生活と農業・農村の活性化にむけ、北海道にあったスローフード取組方法を検討し、15年4月「北海道スローフード宣言」を公表した。16年にはこの間の動きをまとめた「講演集 北海道のスローフード運動～胎動の記録」を出版した。

「長沼スローフード宣言」や、伝統文化と地域食資源のコラボレーションを進める「食材王国しらおい」、消費者が生産者を直接顕彰する「コープさっぽろ農業賞」のように、市町村や民間でも、農業のあり方や、消費者と生産者の関係などを、再構築する具体的な行動が育ってきている。

(4) 食育の推進

食生活の乱れなどによる子供の健康や精神面への影響が懸念され、安全な食品を選ぶことに消費者の関心が高まるなか、「食育」がクローズアップされている。「食育」の範囲は幅広く、取り組みも様々である。道では関係部局の職員と「食育」の実践者で、北海道における「食育」の推進方向について検討し、16年3月に「どうする『食育』北海道」を取りまとめた。また、小学生向けの食育読本「いただきます北海道」の作成・配布、全道の小学生を対象に「食」や「農」をテーマとした「壁新聞コンクール」の実施、地域における食育の取り組みに対する支援などを行っ

た。

(5) ふれあいファーム

農業・農村は、安全で良質な食料供給の役割や国土・環境の保全、水資源のかん養、美しい景観の形成等の多面的な機能を有している。

道はこれらの機能に対する道民の理解を深めるため、農業・農村に対する道民のコンセンサス形成に向けた取り組みを推進している。

その一環として、平成9年度から都市と農村の交流に意欲的な農業者の農場を対象に「ふれあいファーム」の登録を進め、17年3月までに891農場を登録している。

都市住民の側からも安全な食物に対する関心から、積極的に農業者との交流を深める取り組みが行われており、産地見学会や農業者との意見交換会、体験学習、市民農業学校の開設などが全道各地で展開されている。

また、道内の農業団体、経済団体、消費者団体等で構成する「農業・農村ふれあいネットワーク」によるマスメディアを活用した農業・農村のPR活動や、道による農業・農村情報誌「confa」(コンファ)の発行なども行われている。

おわりに

北海道の農業は土地資源に恵まれ、多様な気象・立地条件のもと、日本の食糧基地として発展してきましたが、農家の高齢化、後継者不足、輸入農産物との競争激化による収益性の低下など解決しなければならない課題を多く抱えています。さらに、平成 19 年度をめどに助成金が大規模農家や法人に絞り込まれることに先駆け、18 年度一般会計予算の政府案では「集落営農」の組織づくり支援に 107 億円、優れた農業経営者へ農地の集中を促すための仲介事業などに 59 億円が計上されるなど、日本の農業政策が大きく方向転換を始めたことも、今後の北海道農業に大きな影響を与えることが予想されます。

これらの環境変化に対応しながら課題を一つずつ解決し、北海道農業が今後継続的に発展していくためには、個々の農家が意識を改革し、消費者が本当に求めている「真のニーズ」に応えていく農業経営を実践し、繁栄していくことが求められます。そのためには、農家、関係機関・団体、食品加工・販売業者、流通業者、消費者などが一体となり、情報を共有することから始めることが重要なのではないのでしょうか。

本調査の結果が、多少なりとも北海道農業の関係者の皆様にお役に立てれば幸いと存じます。最後に改めて本調査・研究事業にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 18 年 1 月

社団法人 中小企業診断協会 北海道支部

~ 参考資料 ~

アンケート 1 枚目

生産者の皆様へ

平成 17 年 10 月
社団法人中小企業診断協会
北海道支部

「農業経営」に関するアンケート

～ご回答協力をお願い～

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、社団法人中小企業診断協会北海道支部では、農業に従事されている皆様の農業に対する意識を伺い、今後の北海道農業の発展につなげるために、基礎データを得ることを目的として表題の調査を実施することとなりました。皆様方からの回答は、今後の農業の在り方について研究するための基礎資料として活用させていただきます。

なお、ご回答頂きました内容につきましては、すべて統計的に処理するため、ご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

調査の趣旨をご理解頂き、11月15日までにFAXにてご回答頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

1. あなたの地域における農業経営について、課題と思うことはどのようなことですか。重要と思うもの3つまでに○をつけて下さい。

高齢化	後継者問題	労働力の確保
適正利益の確保	農地問題	外国産野菜の増加
トレーサビリティへの取組		
地域ブランドの育成	流通・販売	
安心・安全への取組	環境・景観への配慮	
その他 ()		

2. 北海道における農業経営について、課題と思うことはどのようなことですか。重要と思うもの3つまでに○をつけて下さい。

高齢化	後継者問題	労働力の確保
適正利益の確保	農地問題	外国産野菜の増加
トレーサビリティへの取組		
北海道ブランドの育成	流通・販売	
安心・安全への取組	環境・景観への配慮	
その他 ()		

3. あなたは認定農業者の認定を受けていますか。

受けている
現在検討中である
以前は受けていたが、更新していない
知っているが、受ける予定はない
制度を知らない

4. 3で認定を受けている方は、どのような効果がありましたか。当てはまるものに○をつけて下さい。

経営状態の改善	補助金の獲得
経営に対する意識の向上	専門家の支援
その他 ()	

5. 3で認定を受けていない方は、どのような理由で受けていないのか、当てはまるものに○をつけて下さい。

メリットが感じられない
手続きが面倒である
適切なサポートがなかった
計画をつくっても実現できそうにない
その他 ()

6. 農業経営の改善方策として、当てはまるもの3つまでに○をつけて下さい。

生産技術の向上	新商品・高付加価値化への取組
経営管理体制の強化	規模の拡大
共同化、集落営農	法人化
加工・販売などの多角化	異業種との協力・提携
その他 ()	

7. 6で②共同化、集落営農と答えた方は、共同化するために重要と思われることはどのようなことですか。

道、市町村、農協による指導
地域生産者間の人間関係の構築
地域生産者間の問題意識・目的の共有化
共同化システムの確立
収益分配方法の明確化
その他 ()

8. 現在、あなたの地域における協力体制にはどのようなものがありますか。

共同作業
機械・設備の共有
法人化などの農業経営の統合
その他 ()

アンケート 2 枚目

8. これからのあなたの地域で、実現を期待する協力体制とはどのようなものですか。

共同作業
機械・設備の共有
法人化などの農業経営の統合
その他 ()

9. 現在、地域の協力体制がうまくいっているという方にお聞きします。協力体制がうまくいっている理由はどのようなものですか。

昔から人間関係が良好であった
共通目的をもっている
協力しやすい仕組みができている
その他 ()

10. 地域の協力体制をつくるうえで、障害となっているものにはどのようなものがありますか。

リーダーが不在である
目的が一致していない
人間関係がうまくいっていない
必要性を感じていない
その他 ()

11. 11 の障害を解決する有効策がございましたら具体的に教えてください。

12. 5 年後、あなたの農業経営はどうなっていると思いますか。

現在と同じ個人経営をしている
現在と同じ共同経営をしている
後継者が中心となって経営している
共同化を進めている
多角化や異業種との提携が進んでいる
農業を辞めている
分からない

ご協力ありがとうございました。

アンケート返信用

FAX番号 0 1 1-2 3 2-3 9 4 6

13. 20 年後、あなたの農業経営はどうなっていると思いますか。

現在と同じ個人経営をしている
現在と同じ共同経営をしている
後継者が中心となって経営している
共同化を進めている
多角化や異業種との提携が進んでいる
農業を辞めている
分からない

14. 今後のあなたの地域における農業経営のあるべき姿とはどのようなものですか。

後継者が中心となって経営している
共同化・集落営農が進んでいる
法人化が進んでいる
少数の農家に集約し、大規模経営をしている
大企業が中心となって取りまとめている
その他 ()

15. あなたのお住まいの地域をお答え下さい。

道北 道東 道央 道南

17. あなたの主な生産物をお答え下さい。

米 野菜 酪農・畜産 花き

18. あなたの年齢をお答え下さい

10代 20代 30代
40代 50代 60代
70代 80代~

19. 農業の形態をお答え下さい。

専業 兼業

20. 同居しているご家族の人数をお答え下さい。

0人 1~2人 3~4人 5人~

21. 農業についてご意見があれば、ご自由にお書き下さい。

【アンケートに関するお問い合わせ先】

住所:札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 セントラル富士 7 階
社団法人 中小企業診断協会北海道支部

担当:辻村・吉本・佐々木 電話:011-251-3683